

京都府公立大学法人 平成 23 年度・年度計画 重点事項

1 教育等に関する重点事項

- ① 3 大学の教養教育共同化施設の整備を京都府と共同して計画的に進めるとともに、共同化推進組織による共同カリキュラムの具体化など、本格実施に向けた取組を進め、施設の共同利用について具体的な利用計画を取りまとめます。

<医大>

- ② 新設の総合医療・医学教育学講座などによる医学教育の充実を図りながら、近年の医学教育の諸課題や教養教育の共同化を踏まえつつ、医学科カリキュラム全体をより効果的にするための検討を行います。
- ③ 地域医療への使命感を持った医療人を育成・確保するため、府北部の医療の拠点となる教育指定病院等において、医学科・看護学科合同実習を行います。
- ④ 実践能力の高い看護師を育成するため、医学部看護学科の教育課程を充実するとともに、高度看護専門職者を育成するため、大学院保健看護研究科に CNS（専門看護師）コースを開設します。

<府大>

- ⑤ 学部再編等の完成年次を迎える中で、カリキュラム内容の点検・改善を行い、京都地域に根ざした教育など多様で特色のある教育を実施します。
- ⑥ 入学初年次から学生のキャリアデザインをサポートする「キャリア育成プログラム」を実施します。
- ⑦ 府立大学と総合資料館との合同施設の整備を京都府と共同して計画的に進めるとともに、国際京都学センターの内容検討などソフト面の充実に努めます。

2 研究に関する重点事項

- ① 引き続き、法人総合戦略枠「若手研究者育成支援費」「地域関連課題等研究支援費」「3 大学連携研究支援費」を活用した研究者支援を行います。

<医大>

- ② 研究者が共同で利用できる研究機器の充実を図るなど、中央研究室の研究環境の整備を進め、研究レベルの一層の向上を図ります。

<府大>

- ③ 学内研究資金の活用等による研究内容の高度化や、研究交流の活性化による学際研究の推進など、研究水準の一層の向上を図るとともに、外部資金への申請件数を増加させるため、研究支援体制を強化します。
- ④ 精華キャンパスの体制充実を図り、产学公連携研究施設による共同研究を推進するとともに、京都府や府内市町村、NPO 等と連携し、より一層地域に根ざした実践的研究を推進し、その研究成果を地域に情報発信します。

3 地域貢献に関する重点事項

- ① 生涯学習公開講座「京都府公立大学法人連続講座」の開催等、関係行政機関と連携しながら多様な公開講座等を実施します。

<医大>

- ② 府北部地域の中核病院である府立与謝の海病院や地域医療・保健行政の前線基地である保健所への人材供給を行うとともに、医師不足が深刻な地域を支えるため府内の医療機関と連携し医師の派遣などを行います。

<府大>

- ③ 京都府や市町村等の行政課題や地域課題解決のための共同研究を推進するとともに、包括協定市町村との連携や、府北部地域の連携拠点設置に向けた取組を行い、地域との協働を進めます。

4 医科大学附属病院に関する重点事項

- ① 外来診療科の移転、センター化等ハード・ソフト両面で新外来診療棟での診察等をスムーズに開始します。
- ② 都道府県がん診療連携拠点病院として、外来化学療法センターの利用拡充をはじめ、がんの集学的治療やがん緩和医療を推進します。
- ③ 老朽化した個室の備品更新や内装改修、駐車場の利用円滑化等の環境整備を行い、患者の快適な療養環境や利便性を確保することにより、医療サービスの向上を図ります。
- ④ 老朽化の進む中央診療棟～D棟の整備について具体的に検討し、整備後の姿、整備手法等についての素案を作成します。
- ⑤ 専攻医・研修医等の臨床教育環境の整備に努め、臨床教育の一層の充実を図ることにより、優れた人材の確保に努めます。
- ⑥ 病病連携・病診連携の強化を図ります。

5 国際交流に関する重点事項

<医大>

- ① グローバル化に対応できる医療人を育成するため、幅広く方策の検討を行うなど、大学・病院の国際化を推進します。

<府大>

- ② 「京都府立大学における国際交流のあり方に関する提言」を見直し、国際交流委員会で新たな「教育研究の国際化のための計画」の策定に向けて着手します。

6 業務運営の改善等に関する重点事項

- ① 法人化3年を経過し、中期計画の総仕上げに向けた取組を強化していく必要があるため、後半の中期計画を的確に推進していくことができるよう、業務執行体制を強化します。
- ② 教員の活動評価制度について、府大において試行を行い、制度案の検証・改善を図るとともに、医大においては導入に向けた制度設計を行います。

7 その他運営に関する重点事項

- ① 法人、両大学の広報活動を強化することにより、入学志望者の確保、就職率の向上等を図り、社会的地位の向上を目指します。
- ② 法人、両大学ともに男女共同参画の推進を図り、医大においては、出産・育児など研究活動上制約の大きい女性研究者を巡る研究環境を整備することにより、女性研究者の育成・確保を図ります。

京都府公立大学法人

平成 23 年度年度計画

目 次

第 2 教育研究等の質の向上に関する事項 -----	1
1 教育等に関する目標を達成するための措置 -----	1
(2)教育の内容等に関する目標を達成するための措置 -----	1
ア 入学者受入れ -----	1
イ 教育課程 -----	2
ウ 教育方法 -----	1 3
(3)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 -----	1 8
ア 教員組織 -----	1 8
イ 教育環境等の充実 -----	1 9
ウ 教育活動の評価 -----	2 1
(4)学生への支援に関する目標を達成するための措置 -----	2 1
ア 学習支援 -----	2 1
イ 学生生活に対する支援 -----	2 2
ウ 就職・継続的教育支援 -----	2 3
2 研究に関する目標を達成するための措置 -----	2 5
(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 -----	2 5
ア 目指すべき研究の方向・水準 -----	2 5
イ 研究成果の地域への還元 -----	2 9
(2)研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 -----	3 0
ア 研究実施体制等の整備 -----	3 0
イ 研究環境・支援体制の整備 -----	3 1
ウ 研究活動の評価 -----	3 2

3	地域貢献に関する目標を達成するための措置	3 3
ア	府民・地域社会との連携（多様な学習機会の提供）	3 3
イ	产学公連携	3 4
ウ	行政等との連携	3 5
エ	教育機関との連携	3 5
オ	医療を通じた地域貢献	3 6
4	医科大学附属病院に関する目標を達成するための措置	3 9
(1)	臨床教育等の推進	3 9
(2)	医療サービスの向上	3 9
(3)	高度で安全な医療の推進	4 1
(4)	地域医療への貢献	4 2
(5)	政策医療の実施	4 2
(6)	病院運営体制の強化と健全な経営の推進	4 3
5	国際交流に関する目標を達成するための措置	4 5
第3	業務運営の改善等に関する事項	4 6
1	運営体制に関する目標を達成するための措置	4 6
(1)	業務改善を図るための措置	4 6
(2)	運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	4 6
2	教育研究組織に関する目標を達成するための措置	4 7
3	人事管理に関する目標を達成するための措置	4 7
(1)	評価制度・システム等	4 7
(2)	効率的配置	4 8
(3)	雇用・勤務形態等	4 8
(4)	教職員の育成	4 8

4 事務等の効率化に関する目標を達成するための措置	-----	4 9
第4 財務内容の改善に関する事項	-----	5 0
1 収入に関する目標を達成するための措置	-----	5 0
(1) 学生納付金・病院使用料等	-----	5 0
(2) 外部研究資金等の積極的導入	-----	5 0
2 経費に関する目標を達成するための措置	-----	5 1
3 資産運用に関する目標を達成するための措置	-----	5 1
第5 教育研究及び組織運営の状況の自己点検・評価並びに当該 状況に係る情報の提供に関する事項	-----	5 2
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	-----	5 2
2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	-----	5 2
第6 その他運営に関する重要事項	-----	5 3
1 施設・設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	-----	5 3
2 安全管理に関する目標を達成するための措置	-----	5 3
3 社会的責任に関する目標を達成するための措置	-----	5 4
(1) 環境への配慮に関する目標を達成するための措置	-----	5 4
(2) 法人倫理に関する目標を達成するための措置	-----	5 5
第7 その他の記載事項		
1 予算	-----	5 7
2 収支計画	-----	5 8
3 資金計画	-----	5 9
4 短期借入金の限度額等	-----	6 0
5 収容定員	-----	6 1

中 期 計 画		平成 23 年度 年 度 計 画		
		共 通	医 科 大 学	府 立 大 学
第 2 1 教 育 等 に 関 す る 目 標 を 達 成 す る た め の 措 置	<p>第1 中期計画の期間 平成 20 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで</p> <p>第2 教育研究等の質の向上に関する事項</p> <p>1 教育等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) <u>教育の成果等に関する目標を達成するための措置</u></p> <p>(2) <u>教育の内容等に関する目標を達成するための措置</u></p> <p>ア 入学者受入れ</p> <p>(ア) 学部(学科)及び研究科(専攻)ごとに教育理念・目標に応じた入学者受入方針(アドミッションポリシー)を明らかにして、ホームページ等により公表する。</p> <p>(イ) 多様で優秀な志願者の増加と学生の受入れを促進するため、一般選抜、特別選抜(推薦、AO)及び編入学制度を検証し、より適切な選抜制度を構築する。</p> <p>(ウ) 医科大学では、大学主催のオープンキャンパスの実施を検討するほか、面接試験のあり方を検討する等入学者選抜方法の改善や、卒業研究生制度を活用した学生の研究室訪問、入学試験実施時の個別カリキュラム相談等を実施する。</p> <p>※卒業研究生制度：最終学年の卒業論文・研究の指導を連携大学で受けられる制度</p> <p>(エ) 府立大学では、各種メディア媒体やホームページを活用し大学の周知・PRを図るほか、毎年夏期に実施しているオープンキャンパスに加えて、秋期のキャンパスツアーや、学内での進学相談会の開催等を新たに実施し、進学志望者への広報活動を一層強化する。</p>			

中 期 計 画		平成 23 年度 年 度 計 画		
		共 通	医 科 大 学	府 立 大 学
第 2 1 教 育 等 に 關 す る 目 標 を 達 成 す る た め の 措 置	<p>(オ) 大学院における社会人の受入れを進め るため、受験資格の認定、選抜方法等の諸 条件の整備を行う。</p> <p>イ 教育課程</p> <p>(ア)学部</p> <p>a 医科大学</p> <p>(a) 教養教育</p> <p>①医学科の教養教育については、幅広い教養 を身につけるとともに、教養教育と専門教 育の連携を重視し、医学・医療に対するモ チベーションを高め、専門教育に必要な基 礎的知識を習得させる医学準備教育とし ての側面を重視した教育を行う。</p> <p>②看護学科の「基礎・教養科目」では、幅広 い教養を身につけるとともに、看護学との 連携を更に深め、看護職者に必要な科学的 思考力、責任性、自律性、倫理性等を高め るために教育を行う。</p> <p>(b)専門教育</p> <p>①医学科</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデル・コアカリキュラムを柱として、基 礎医学、社会医学、臨床医学の連携を重視 した、医科大学独自の医学教育統合カリキ 		<p>(オ) 保健看護研究科では、社会人が受験し やすく、かつ質の高い教育・研究活動を支 援するため、適正な学生定員の検証とともに、各種条件整備を引き続き行う。 医学研究科においては平成 22 年度の検討 状況での問題指摘を踏まえ、社会人の受入 の課題や問題点の整理を進める。</p> <p>①-1 幅広い教養を身につけ、物事を多角的 に捉える目を養うとともに、医学・医療に対 するモチベーションを高めるカリキュラムを 引き続き編成する。</p> <p>①-2 京都府立大学及び京都工芸繊維大学と の連携をさらに強め、合同授業、教員の相 互派遣、単位互換制度の拡充などに取り 組む。</p> <p>①-3 第1学年生を対象に、多くの関連教員に よる医学・医療とはなにかを考える医学概 論と、福祉・保健・医療の現場で仕事を体 験する医学概論実習を行う。また、臨床教 室が用意したビデオを教養教育の学生も 閲覧できる図書室のビデオライブラリーを 引き続き整備する。</p> <p>② 看護学科の「基礎・教養科目」では、改正 カリキュラムを円滑に実施し、看護学に関連 する領域の専門的知識を充実させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成16年度から導入した、モデル・コアカリ キュラムを柱とする医学教育統合カリキュラ ムを円滑に実施するとともに、近年の医学教 	<p>(オ) 入学試験委員会において策定した「社 会人受入のために必要な対応策」を踏まえ てとりまとめた研究科(専攻)の実施案を基 に、研究科(専攻)として具体化する案を入 試委員会で検討し、作成する。</p>

中 期 計 画		平成 23 年度 年 度 計 画		
		共 通	医 科 大 学	府 立 大 学
第 2 教 育 等 に 関 す る 目 標 を 達 成 す る た め の 措 置	<p>ュラムの編成・実施に向けて取り組む。 ※モデル・コアカリキュラム：全国の医学生が卒業までに履修すべき医学・医療に対する姿勢や、技能、知識等についてまとめたガイドライン</p> <p>・全国共用試験（C B T（コンピュータを用いた客観試験）・O S C E（客観的臨床能力試験））の円滑な実施のための体制を構築する。</p> <p>・附属病院及び京都府立医科大学教育指定病院（以下「教育指定病院」という。）において、クリニカルクラークシップを導入する。 ※クリニカルクラークシップ：診療参加型の臨床実習</p> <p>・他大学の学部学生の研究活動を支援するため、「卒業研究生制度」の効果的な利用方法について検討を進める。</p> <p>②看護学科</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「専門基礎科目」では、看護学の基盤科目として、医学、保健学、福祉学等の基本的な理論や最新の専門知識の修得を重視した教育を行う。 ・「専門科目」では、看護実践能力育成のために、専門職としての系統的な学習を更に進められるカリキュラム編成を検討する。また、実習施設との連携を深める等、実習指導体制を充実する。 <p>③医学教育研究センターの活動を通じた各部署（学部教育担当及び卒後臨床研修・大学院・国際交流担当部署）の連携を図ることにより、学部教育と卒後教育の一貫した教</p>		<p>育の諸課題や教養教育の共同化を踏まえつつ、教養教育を含め医学科カリキュラム全体をより効果的にするための検討を行う。</p> <p>・全国共用試験(CBT(コンピュータを用いた客観試験)・OSCE(客観的臨床能力試験))の円滑な実施体制の確立に向け本学教員から試験評価のできる人材を1人でも多く確保できるよう、その育成に継続して取り組む。</p> <p>・【達成】(平成 21 年度クリニカルクラークシップ導入)</p> <p>・卒業研究生制度を利用して本学での研究を希望する他大学の学部学生を受入れ、研究活動の支援に取り組む。</p> <p>②看護学科</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「専門基礎科目」では、改正カリキュラムの趣旨及び看護実践能力調査結果等を踏まえ、看護を巡る社会変化に対応できる看護実践能力の基礎的な講義・演習等を充実させる。 ・臨地実習指導教授等称号付与者を拡充し、実習施設との連携を深めながら、看護実践能力を充実させる。 ・保健師助産師看護師法の一部改正に関する保健師・助産師教育課程の見直しに合わせ看護師教育課程全体を充実する。 <p>③学部教育と卒後教育の一貫した教育体制を構築するための課題解決に取り組み、卒前・卒後における医学教育を推進するため、医学教育研究センターの活動を通じた各部署</p>	

中期計画		平成23年度年度計画		
		共通	医科大学	府立大学
第2 1教育等に関する目標を達成するための措置	<p>育体制を構築する。</p> <p>④地域医療への理解と关心、使命感を持った医療人を育成するため、地域の医療機関において、地域医療実習を行う。</p> <p>⑤チーム医療について理解と关心を高めるため、教育指定病院において、医学科・看護学科合同実習を行う。</p> <p>b 府立大学 (a) 教養教育</p> <p>①学部再編効果を活かし、多様で特色ある教養教育カリキュラムの編成を進める。その重点項目は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現代社会を理解するために必要な社会・文化・自然に関する基礎的知識を深めうる教育を実施する。 ・事象に対する客観的な観察と論理的思考、さらにその結果をまとめて発表できる能力を育成する教育を実施する。 ・地域社会に対する関心や問題意識を高め、地域に対する幅広い視野と理解能力とを育成する教育を実施する。 ・多文化社会に生きる市民にふさわしい外国語運用能力と異文化理解への視点を育成する教育を実施する。 ・社会生活を営むうえで必要な情報処理能力を身につけるとともに、自ら発展的に活用することのできる能力を育成する教育を実施する。 ・心と体の健康を保つ方法を身につけ、実践できる能力を育成する教育を実施する。 <p>②教養教育センターを中心とする全学的な教育体制を確立するとともに、新教養教育を構成する新入生ゼミナール、情報教育、外国語教育、健康教育、総合教育及び展開教育・主</p>		<p>(学部教育担当及び卒後臨床研修・大学院・国際交流担当部署)や新しくできた「総合医療・医学教育学講座」との連携を図る。</p> <p>④⑤ 地域医療・チーム医療の重要性を認識し、地域医療への使命感を持った医療人を育成・確保するため、府北部の医療の拠点となる教育指定病院等において、医学科・看護学科合同実習を行う。</p>	<p>①新たな教育課程による新教養教育カリキュラム開始4年目として、4年次配当の「展開教育科目」1科目(「西洋美術史Ⅰ」)を新規開講し、教養教育科目の平成23年度分を以下のとおり開講する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合教育科目 44科目 ・展開教育科目 89科目 ・新入生ゼミナール ・情報処理基礎演習 ・外国語科目 20科目 ・健康教育科目 4科目 <p>②平成22年度に授業評価の試行を行った「スポーツ実習」を含む教養教育の各授業科目について学生による授業評価を行い、教養教育センターの各分野別小委員会において</p>

中 期 計 画		平成 23 年度 年 度 計 画		
		共 通	医 科 大 学	府 立 大 学
第 2 教 育 等 に 関 す る 目 標 を 達 成 す る た め の 措 置	<p>題研究の各分野において、組織的なFD（ファカルティ・ディベロップメント）を実施し、新教養教育を定着させる。 ※FD：大学教員の教育能力、資質の向上のための組織的な取組のこと。</p> <p>(b)専門教育</p> <p>①学部再編効果を活かし、各学部の教育研究の特性に応じた、多様で特色ある専門教育を実施する。各学部の重点項目は以下のとおり。</p> <p>②文学部は、学科共通の課題として副専攻（京都文化学コース）を充実させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本・中国文学科は、日本・中国双方の語学・文学について、地域に根ざしつつ、一つの分野に偏らない学際的な教育を推進する。 ・欧米言語文化学科は、高度な外国語運用能力を培い、欧米の言語と文化の理解を深め、国際的視野を拓げる教育を推進する。 ・歴史学科は、国際文化学科から継承した文化史部門及び新しく設置した文化遺産学コースの教育課程を充実する。 			<p>て、評価結果を踏まえて、必要な改善等を行う。</p> <p>①各学部・研究科では、学部再編等の完成年次を迎える中で、カリキュラム内容の点検・改善を行う。</p> <p>②文学部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副専攻としての「京都文化学コース」について、新たに修了認定の手続きを定めて2008年度入学生に周知し、卒業時に最初の修了生の認定を行う。 (日本・中国文学科) ・「京都文化学コース」において、京都文学演習Ⅲ・Ⅳをスタートさせる。また同コースのカリキュラムを一部変更して、2回生で京都文化基礎演習Ⅰ・Ⅱを文学分野中心に、3回生で基礎演習Ⅲ・Ⅳを芸能分野中心の内容として、より幅広く京都文化学の学際的教育が進められるようとする。 ・西安外国语大学との交流協定に基づき、ダブル・ディグリーの円滑な実施を推進する。 (欧米言語文化学科) ・「英語コミュニケーション・プログラム」の最初の修了者の認定を行うとともに、履修ガイドンスにおいて文学部全体への周知を図る。 ・卒業論文は英語によるものとし(ドイツ言語文化においては日本語本文にドイツ語要旨を添えたもの)、個人指導を行う。 (歴史学科) ・「文化遺産学プログラム」最初の修了者の認定を行う。 ・歴史学科文化遺産学コースでは、「文化遺産学研究Ⅱ」・「東洋文化遺産研究Ⅱ」・「文化

中 期 計 画	平成 23 年度 年 度 計 画		
	共 通	医 科 大 学	府 立 大 学
第 2 1 教 育 等 に 関 す る 目 標 を 達 成 す る た め の 措 置	<p>③公共政策学部は、幅広い思考力、柔軟な発想力、複眼的思考をもつ学生を育てるための副専攻制の始動と定着を図る。</p> <p>・公共政策学科は、京都府や市町村、経済界、N P Oなどと連携した実習機会を設け、地域に学び、地域に活かす生きた政策立案と政策運営の力を身につける教育を推進する。</p> <p>・福祉社会学科は、社会福祉士や精神保健福祉士の受験資格が得られる課程を充実させるとともに、地域の福祉や人々の生涯発達の担い手を育成する系統的な教育を推進する。</p> <p>④生命環境学部では、各学科で取り組む重点項目を以下のとおりとする。</p>		<p>遺産学演習Ⅲ」・「文化遺産学演習Ⅳ」の新設科目を開講する。</p> <p>③公共政策学部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副専攻制度について、新たに修了認定の申請手続を定め、2008 年度入学生に周知する。申請者が所定の授業科目および必要単位を修得していることを確認の上、卒業時に、副専攻課程を修了したことの認定を行う。 ・専門演習 I (3年次配当)をはじめさまざまな授業を通じて、福祉・保健・医療、司法、教育等の地域での実践現場の訪問・見学、各実践現場において専門職として実際に携わっている卒業生をゲストスピーカーとして招いた学習、京都府を始めとする地域・自治体の実態を学ぶ調査活動などに取り組む。 ・公共政策学科においては、京都府内外の自治体、N P O 等の協力を得て、「公共政策実習 I」「公共政策実習 II」「自治体政策特殊講義」を開講し、政策形成過程の生きた学習機会の場を提供する。 ・福祉社会学科においては、厚生労働省「社会福祉士・精神保健福祉士養成の新カリキュラム」に対応した教育課程を配当学年に沿って実施する。 <p>④生命環境学部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生命」と「環境」を共通テーマとする本学部の特徴を生かして領域間の連携関係を深めるとともに、地域の視点やグローバルな視点を踏まえ、以下に示す質の高い教育プログラムを前年度に継続して実施する。専門領域の体系的理解を目的として設置したカリキュラムを実施する。4年次学生の教育を開始する。

中 期 計 画	平成 23 年度 年 度 計 画		
	共 通	医 科 大 学	府 立 大 学
第 2 1 教 育 等 に 關 す る 目 標 を 達 成 す る た め の 措 置	<ul style="list-style-type: none"> 生命分子化学科は、生命現象や生命環境を化学的に理解させ、その成果を各種産業に応用できるよう教育を行う。 農学生命科学科は、生物多様性を活かした持続可能な食料生産技術、生物機能の高度利用及びそれらの社会経済的側面も含めて総合的に教育を行う。 食保健学科は、食物と食生活を取り巻く問題を総合的にとらえ、望ましい食生活とライフスタイルのあり方を解明し、管理栄養士など食のプロフェッショナルとして活躍できるよう教育を行う。 環境・情報科学科は、人々を取り巻く自然環境、情報環境にわたる諸問題を理解し解決できる「視野の広い理系スペシャリスト」を育成するために、先端科学技術の基礎と応用の教育を行う。 環境デザイン学科は、専門分野に係る多様なカリキュラム構成により、建築業界での専門的な職務や、生活環境を取り巻く様々な社会ニーズに対応した教育を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> 生命分子化学科では、日ごろの授業・実験でのレポート等をきめ細かく添削・返却することを通じて、生命現象を理解する上での化学の重要性を理解させるとともに知的好奇心と科学リテラシーの涵養を行う。また、実験を重視し、1年次から3年次まで全員に学生実験科目を前年に引き続き、実施する。さらに4月1日に正式に分属が決定する4年次学生については、各研究室で卒業研究を通じてより高度な専門教育を行う。 農学生命科学科では、平成23年度から13の研究室に分属した4年次学生の教育を開始する。すなわち、専攻科目実験、専攻科目実習、卒業論文を習得させる中で、生物多様性を活かした持続可能な食料生産技術、生物機能の高度利用及びそれらの社会経済的側面も含めた教育を行う。1年次から3年次の学生の教育については、過去3年間の実績をもとに滞りなくこれを進める。 食保健学科では、22年度に実施したカリキュラムの充実に沿った教育を実施するとともに、卒業研究の発表を3回生にも聽講させ、発表内容の議論を通して食物と食生活を取り巻く問題を総合的にとらえ、問題解決型の人材の養成を図る。 環境・情報科学科では、4年次のカリキュラム(卒業研究を含む)に従って、各コースに対応した専門教育を行うことで、人々を取り巻く自然環境、情報環境にわたる諸問題を理解し解決できる能力を育成する。 環境デザイン学科では、2年次前期終了時にコース選択をさせるため、1年次学生には、それに対応できるための教育を行う。さらに、3年次後期には、論文講読法を通して、住居、建築、ランドスケープ、プロダクトデザインなど、多様な職務や社会ニーズに対応した教育を行う。

中 期 計 画		平成 23 年度 年 度 計 画		
		共 通	医 科 大 学	府 立 大 学
第 2 1 教 育 等 に 関 す る 目 標 を 達 成 す る た め の 措 置	<p>・森林科学科は、地球環境の保全、資源生産、森林資源の有効利用を目的に、森林技術者として総合的な視野から森林を考えることができるよう、実習を重視しつつ、体系的な教育を行う。</p> <p>c 3大学連携 医科大学、府立大学、京都工芸繊維大学の3大学が連携して、教養教育の共同化を実施する。そのため各大学の特長を活かした科目をはじめ幅広く教養科目を提供した共同カリキュラムの作成や新たな授業科目の導入を行うとともに、共通の場所で合同授業等を行えるようにするなど、学生が受講しやすくなるための条件整備を進める。</p> <p>(イ)大学院 a 医科大学 (a)医学研究科 ①博士課程においては、それぞれの大学院生の特性に合わせたきめ細かい研究指導を行い、自由度の高い履修メニューを提供するとともに、地域医療への貢献や専門医養成をふまえた、多様な履修モデルを設置する。 ②修士課程においては、体系的な医学教育、安全管理や疾病予防の方策を学ぶことを基本に、学際的研究、先端領域の学問等、大学院生のニーズに対応できるカリキュラムを構築する。</p> <p>(b) 保健看護研究科 ①健康科学や地域健康活動など保健看護の基本的な理論や考え方を理解する科目をコア科目として配置する。 ②人々の健康の「維持、増進、回復」に焦点をあて、従来の保健学に健康科学及び看護学等を融合させた新しい概念で学際的にアプローチを行う。また、CNS（専門看護</p>	<p>3大学教養教育共同化の推進組織として設置した「教養教育共同化企画委員会」をもとに平成 26 年度開始予定の共同カリキュラム素案の骨子を作成するとともに、実施・運営体制の検討も開始する。</p>	<p>①引き続き「腫瘍薬物療法専門コース」においては、平成 21 年度に確立したがん医療にかかる系統的講義や専門医の養成に必要な臨床実習について、臨床各科とも連携しながら、専門医の養成を進める。 ②平成 19 年度に開設した修士課程のカリキュラムについて、4年の経過を踏まえて検証を行い、今後のカリキュラムについて検討する。</p> <p>①②保健看護研究科の CNS コース設置を円滑に実施する。また、一層のカリキュラムの充実を図るために、兵庫県立大学との単位互換を進める。なお、従来のコースについても教育課程を工夫・充実する。</p>	<p>・平成 22 年度にはじめて行った森林科学科総合実習について、学生の意見を聴取し、改善点を明らかにし、必要に応じて実習の内容とプログラムを改訂する。3 年次、4 年次の学生に対して、森林科学科総合実習を実施する。</p>

中 期 計 画		平成 23 年度 年 度 計 画		
		共 通	医 科 大 学	府 立 大 学
第 2 教 育 等 に 関 す る 目 標 を 達 成 す る た め の 措 置	<p>師) コース設置に対応でき得るより専門的な能力を向上させられるような科目構成を工夫する。</p> <p>※専門看護師：認定試験に合格し、がんや感染症など特定の分野において卓越した能力を認められた看護師</p> <p>b 府立大学 各研究科・専攻分野の高度化、先端化、学際化及び国際化等に対応できるようカリキュラムを発展させるとともに、京都や地域の視点を重視した取組を行う。各研究科の重点課題は以下のとおり。</p> <p>(a) 文学研究科 ①国文学中国文学専攻は、日本語学、日本文学、中国文学の三分野にわたって、ほぼ全ての時代における研究対象について高度に専門的な研究を深めるとともに、日本文化の粹を集め京都に立地するという利点を活かしながら、学際的な視野に立って三分野に関わる多様な問題に対処できるよう教育を行う。</p> <p>②英語英米文学専攻は、英文学、英語学、アメリカ文学の三分野にわたって、古典から現代まで幅広い対象について研究を深めるとともに、英語による言語文化を多面的に捉える目を養い、国際文化都市京都にあ</p>			<p>b 府立大学</p> <p>(a) 文学研究科 ①国文学中国文学専攻 ・日本語学・日本文学・中国文学の三分野すべてについて学び、京都に立地する利点を活かしながら学際的思考を行うシステムを、22年度までの成果を踏まえつつ、指導教員以外の教員からの指導を受けるためのオフィスアワーの設定などにより、一層の充実を図る。 ・博士課程においては、前期課程の1年次生に対しての修士論文作成準備の機会ともなる修士論文中間発表会や後期課程の特別総合研究に全教員が参加し、報告に対して学際的な指導を行うとともに、全大学生を出席させて、複眼的思考やコミュニケーション能力の向上を図る。また論文試問には全教員が出席し、専攻の目標に即した指導を行う。 ・西安外国语大学大学院との大学院生の交流を維持・発展させる。</p> <p>②英語英米文学専攻 ・全体ガイダンスおよび個別履修指導を行い、前期課程の始まりから博士論文提出までの課程を念頭に置いた指導を行うとともに、後期課程科目「特殊総合研究」に前期課程の</p>

中 期 計 画		平成 23 年度 年 度 計 画		
		共 通	医 科 大 学	府 立 大 学
第 2 教 育 等 に 関 す る 目 標 を 達 成 す る た め の 措 置	<p>つて国際的視野と優れた研究能力、高度な英語運用能力が身につけられるよう教育を行う。</p> <p>③史学専攻は、日本、東洋、西洋の歴史・文化について、古代から近現代まで地域横断的・学際的な視点から研究を深めるとともに、歴史遺産の宝庫である京都に立地するという利点を活かして、文化遺産について考古学、地理学、歴史情報学等の基礎の上に、新たな歴史研究が構築できるよう教育を行う。</p> <p>(b) 公共政策学研究科 ①公共政策学専攻は、行政機関や民間諸組織などで広い視野からの問題解決能力を持つて地域や自治体の社会システムをプロデュースする改革を企画立案し、そのシステムを管理運営する高い能力を持った専門的職業人や研究者が育成できるよう、京都府やN P Oなど多様な主体と協働しつつ、学際的かつ総合的な教育を行う。</p> <p>②福祉社会学専攻は、住民の多様な福祉ニーズに柔軟に対応でき、福祉に関する高度な専門的知識や技術を持って、地域福祉活動を創造・指導・援助し、人々の生涯発達に寄与できる専門的職業人や研究者が育成できるよう専門的な教育を行う。</p> <p>(c) 生命環境科学研究科 ①応用生命科学専攻は、人類が直面している生命科学の課題を、食科学、食料生産科学、バイオテクノロジー、生命物質科学等の広範な科学領域の知識と技術を駆使して研究し、人類福祉の向上と地球環境の保全、地域産業活性化等のための新技術の開発</p>			<p>学生も参加させ、長期的視野に基づいた研究指導を行う。</p> <p>③史学専攻 ・前年度より引き続き新カリキュラムの検証を行い、設置科目の精選を検討する。全教員、全院生が参加する史学総合研究演習を実施し、幅広い見地から院生の指導を行うとともに、京都府立総合資料館所蔵の史料を用いた授業を行う。</p> <p>(b) 公共政策学研究科 ①公共政策学専攻 ・博士後期課程においては、公共政策学研究会での研究報告や公共政策学研究指導を通じて総合的で集団的な指導を行うとともに、関連学会での研究発表や学会誌等への投稿を指導する。 ・地域公共政策士の資格フレームへの参加を目指して 22 年度に実施した試行プログラムの結果・評価を踏まえて 23 年度計画を策定・実施する。</p> <p>②福祉社会学専攻 ・博士後期課程においては、福祉社会フォーラムでの研究報告や福祉社会学研究指導を通じて総合的で集団的な指導を行うとともに、関連学会での研究発表や学会誌等への投稿を指導する。</p> <p>(c) 生命環境科学研究科 応用生命科学専攻、環境科学専攻とも平成 21 及び 22 年度に実施された教育について検討を行い、学際的教育科目の効果的な教育体制を確立する。 また、生命環境科学研究科では重点化大学院として次の取組を実施する。</p>

中 期 計 画		平成 23 年度 年 度 計 画		
		共 通	医 科 大 学	府 立 大 学
第 2 1 教 育 等 に 關 す る 目 標 を 達 成 す る た め の 措 置	を進め、学生がこれらの分野でエキスパートとして指導的役割を担えるよう教育するとともに、プロジェクト科目を設ける。			<ul style="list-style-type: none"> ・博士前期課程学生に主指導教員と副指導教員を定めるとともに、修士論文の中間発表を課し、研究レベルの点検や組織的な指導を引き続き行う。 ・演習及び実験など直接的な研究指導に関わる授業では、直接指導を重視するが、授業時間外にも、常時意見交換が可能な方策としてメールによる指導を引き続き行う。 <p>①-1 応用生命科学専攻では、次の科目を開講することにより、複眼的な思考と専門的な能力を有する人材を育成する。</p> <p>①-2 植物生産テクノサイエンス科目群では、これまでに実施したカリキュラムを基盤とした教育を行うとともに、食保健学科目群とオムニバス形式で開講したプロジェクト科目も継続して開講する。ただし、食保健学科目群のライフサイエンス大学院への改組に伴う今後のプロジェクト科目のあり方については検討する必要がある。</p> <p>①-3 食保健学科目群では、これまでの食農連携の実績に基づき、京都府立医科大学医学研究科との共同大学院等の設置に向けた調整を行ない、医食農の連携による総合的な食環境の充実と人間の健康増進をめざした教育研究を行う。</p> <p>①-4 植物分子生物学科目群では、「植物バイオテクノロジー特論」を複数の学内教員と学外非常勤講師による植物分子生物学に関する幅広いテーマを扱う講義として開催するほか、教育の一環として位置づけている「京都植物バイオテク談話会」も多様な話題の講演会として開催し、基礎から実用研究まで対応できる広い応用力を身につけさせる。</p> <p>①-5 動物機能科学科目群では、コア6教科目のうち平成 23 年度は「分子栄養学特論」、「動物機能学特論 I」、「動物衛生学特論 II」の3科目を開講する。</p> <p>①-6 生命物質科学科目群では、細胞高分子</p>

中期計画		平成23年度 年度計画		
		共通	医科大学	府立大学
第2 1教育等 に関する目標を達成するための措置	②環境科学専攻では、身近な生活環境から自然の生態系まで有機的につながった系としての環境を保全し、持続的な社会の発展に寄与するために、京都の特性を活かしながら、森林、山地防災、木材資源、ランドスケープ、都市計画、建築、住居、デザイン、室内環境、情報科学、数理科学などの専門分野から、人間を取り巻く多様な環境要素及び人間と環境の様々な相互関係を探求できる高度な専門知識、広い視野と応用力を身につけた人材を育成する。			<p>等の生体成分や微生物機能にかかる生化学系科目、高分子材料や機能分子の設計と合成にかかる化学系科目、また土壤等の生命環境とその計測にかかる化学・物理系科目等を開講する。さらに複数の研究分野を統合したプロジェクト科目についても昨年同様、開講する。</p> <p>②-1 環境科学専攻では、専攻共通専門教育科目として「環境調査法特論」「環境実験法特論」「空間計画学特論」「環境設計学特論」「環境共生学特論」を開講し、京都の特性を活かした学際的専門教育に継続して取り組むが、同時にカリキュラム内容の点検や改善も図ってゆく。</p> <p>②-2 数理情報環境学科目群では、画像解析、人工知能、数理計画、数理解析、可積分系、プログラミングなどの基礎力と応用力を体得できるよう個人指導の充実を図る。さらに、人材育成の場を広げるという観点からも、他大学など各種研究機関との連携を進める。</p> <p>②-3 生活環境科学科目群では、伝統的に引き継いできた生活者の視点を有する環境技術教育に重点を置き、住居・建築・都市・地域・生活に関わる高度な専門知識と技術を有する人材の育成を目指して、安心で安全な生活環境のための教育および研究を進めると。</p> <p>②-4 森林科学科目群では、地球環境の保全から、生態系の保全、森林資源の生産、森林資源の有効利用に至るまでの、森林とその生産資源に関する事象に対して、高度な専門知識と技術、ならびに、総合的な視野と応用力を身につけた人材を育成することを目的として、体系的なカリキュラムを設け、実施している特論、演習、実験、特別研究、特別演習について、必要に応じて改善を行う。</p>

中期計画		平成23年度年度計画		
		共通	医科大学	府立大学
第2 1 教 育 等 に 関 す る 目 標 を 達 成 す る た め の 措 置	<p>c 3大学連携 健康長寿社会における多様な課題に対応するため、3大学連携を基盤に京都薬科大学とも連携してヘルスサイエンス系の共同大学院の設置を目指す。</p> <p>ウ 教育方法</p> <p>(ア)学部</p> <p>a すべての授業科目において、教育目標、授業形態、指導方法、成績評価基準を明示するとともに、学生に理解しやすく履修意欲をわかせるように創意工夫したシラバスを作成する。 ※シラバス：授業の内容・学習方法等について記した授業計画書</p> <p>b 学科ごとのガイダンスを実施し、履修に必要な予備知識の範囲、授業内容と達成目標、成績評価基準など、授業履修のための情報提供を拡充する。</p> <p>c 大学教育改革支援プログラム(GP)への応募を積極的に進め、採択を目指す。</p> <p>d 学生の勉学意欲を育てるため、地域性、実践性、学際性を重視した授業科目を設定し、教養教育と専門教育の連携を図るとともに、専門分野の高度化に対応するため、学部と大学院の連携教育プログラムを構築する。</p> <p>e 対話・討論を重視する少人数授業科目、及び実験・演習科目を充実することにより、コミュニケーション能力とプレゼンテーション能力を育成する。</p>	<p>c 3大学連携 共同大学院等の設置に向けて、共同大学院部会を開催し、大学院連携のあり方について検討する。</p> <p>a 引き続き教育目標、授業形態、指導方法、成績評価基準を明示したシラバスを作成する。</p> <p>b 引き続き履修ガイダンスを実施し、授業履修のための情報提供を行う。</p>	<p>c 大学教育改革支援プログラムの各プログラムの公募内容を踏まえ、申請可能なプログラムへの応募について積極的に取り組むとともに、学内の事前検討会を実施する。</p> <p>d 教務部委員会において、学部・大学院間のカリキュラムの体系化等を含む連携教育プログラムの検討を開始する。</p> <p>e-1 文学部日本・中国文学科では、少人数の演習科目において発表を担当することにより、プレゼンテーション能力を向上させるとともに、活発な質疑応答に基づいた討論を行うことにより、コミュニケーション能力の向上を</p>	

中 期 計 画	平成 23 年度 年 度 計 画		
	共 通	医 科 大 学	府 立 大 学
第 2 1 教 育 等 に 関 す る 目 標 を 達 成 す る た め の 措 置	f 医科大学 (a) 医学科では、医師としての知識や技術のみならず、信頼される医療、安全性への配慮などを含む、課題探求、問題解決能力の育成を目的として、教養教育、基礎医学、臨床医学の連携を重視した独自の医学教育統合カリキュラムを編成、実施する。 (b) 医学科では、医学専門教育への円滑な移行のための医学準備教育の充実、補講等の方法により学力を定着化させる。		<p>図る。またその発展形として、卒業論文中間発表会を行う。</p> <p>e-2 文学部欧米言語文化学科では、1回生向け科目「ドイツ語表現実習 I・II」を新設し、ドイツ語によるコミュニケーション能力を早期から修得できるようにする。</p> <p>e-3 文学部歴史学科では、20年度にスタートさせた基礎演習をはじめとする演習科目で少人数教育を徹底して行うとともに、卒業論文中間発表会などの場を通じて、コミュニケーション・プレゼンテーション能力の向上を図る。</p> <p>e-4 公共政策学部の入門演習では、少人数で社会科学や関連分野の文献を講読することで、多様な問題への関心・理解をもたらすとともに、個人発表を通じたプレゼンテーション能力の育成や、集団討論を通じたコミュニケーション能力の向上を図る。</p> <p>e-5 生命環境学部環境デザイン学科では、「環境デザイン実習 I、 II、 III、 IV A、 IV B、 V A、 V B、 VI A、 VI B」において、学生による設計作品の発表を交えた授業を行い、コミュニケーション能力とプレゼンテーション能力の育成を行う。</p>

中 期 計 画	平成 23 年度 年 度 計 画		
	共 通	医 科 大 学	府 立 大 学
第 2 1 教 育 等 に 関 す る 目 標 を 達 成 す る た め の 措 置	<p>(c) 医師、看護師、保健師、助産師国家試験の新卒受験者全員の合格を目指す。</p> <p>g 府立大学</p> <p>(a) 教員免許や諸資格の取得を希望する学生・院生への指導・支援を行う。また、教育職員養成課程の運営・推進を担う「教職センター（仮称）」及び教職志望の学生に対する相談・助言を行う「教職相談室（仮称）」の設置を検討する。</p> <p>(b) 生命環境学部附属農場では、農場実習の充実を図るとともに、食保健学科の学生など、農学系以外の学生実習を受入れる。</p> <p>(c) 生命環境学部附属演習林では、森林科学基礎実習、森林科学総合実習等の受入れ環境の充実を図るとともに、全学的な環境教育を視野に入れて、森林資源の循環系を実地に学ぶことができるシステムを構築する。</p> <p>(d) 新卒者等の免許・資格等の取得については、受験者全員の合格を目指し、特別</p>	<p>る医学概論実習を行う。</p> <p>第2学年第1学期に、教養教育の各教員が少人数の学生を対象に各専門分野の観点から医学関連課題についてセミナーを行い、学生の医学に対する興味を深める。</p> <p>(c) 医師国家試験や看護師・保健師・助産師国家試験の新卒受験者全員の合格を目指し学生への受験手続き説明会の開催や個別相談等、きめ細かい支援を行うとともに、不合格者に対するフォローアップ指導も行う。</p>	<p>(a) 平成 22 年度に設置したキャリアサポートセンターにおける「教職センター（仮称）」及び「教職相談室（仮称）」の機能のあり方等について検討を開始する。</p> <p>(b) 夏期集中実習で他学科学生を受け入れた実績を踏まえ、大学コンソーシアム京都の単位互換制度に同科目を提供し運用する。これにより他大学の学生の受け入れをも含めた農場実習を進め、目標を達成する。さらに、下鴨農場を教育農場として位置づけるための具体的な実習内容等を検討する。</p> <p>(c) 生命環境学部附属演習林では、平成 22 年度から森林科学科で新規に「森林科学総合実習」を開講し、さらなる実習の充実のために実習フィールドの確保、環境整備等を行う。</p> <p>(d)-1 学芸員資格取得に係る博物館実習の今年度実習者及び来年度実習予定者に対する</p>

中 期 計 画		平成 23 年度 年 度 計 画		
		共 通	医 科 大 学	府 立 大 学
第 2 1 教 育 等 に 關 す る 目 標 を 達 成 す る た め の 措 置	<p>講座の実施など学生の専門能力の向上に向けた支援を強化する。</p> <p>h 適切な単位認定、進級・卒業判定を行うために、シラバスに授業の到達目標と成績評価基準を明示する。</p> <p>i 成績評価については、厳正かつ公正な評価のため、教員が共通認識を持ち、適正に行う。</p> <p>j 成績優秀者を表彰することによって、学習意欲を高める。</p> <p>k 大学連携による合同授業・単位互換制度を拡充し、多様な教育機会を提供する。</p> <p>l 連携する各大学の特色ある科目を相互に提供する単位互換制度を充実するとともに、共同カリキュラムを実施する。</p>	<p>h 引き続き教育目標、授業形態、指導方法、成績評価基準を明示したシラバスを作成する。</p> <p>k 引き続き大学コンソーシアム京都における単位互換を実施するとともに、3大学の共同化カリキュラムにおいて大学間の連携による新たな科目の開講等により、学生に多様な授業を提供する。</p> <p>l 平成 22 年度に行った共同カリキュラム対象科目意見調査のとりまとめ結果を踏まえ、平成 26 年度開始予定の共同カリキュラム素案の</p>	<p>i 成績評価については、単位認定会議の開催など、厳正かつ公正な評価のため、教員間の情報交換、連携を密にし、より適正に行う。</p>	<p>るガイダンスをきめ細かく行い、適切に実習を実施できるように指導する。また学芸員資格取得の法改正に伴うカリキュラムの改訂に取り組む。</p> <p>(d)-2 社会福祉士国家試験対策として e ラーニングと特別講座等を実施する。</p> <p>(d)-3 管理栄養士に関わる対策として学科教員による受験対策講座を開催して、学生の国家試験準備を支援し、学生全員の管理栄養士国家試験受験と 100% の合格をめざす(現在の合格率 85%)。</p> <p>(d)-4 建築士等の資格に関するオリエンテーションを行い、資格試験のための受験支援を行う。</p> <p>i 教務部委員会等において、複数の教員によりクラス別に担当する授業科目における成績評価の標準化のあり方について検討を開始する。</p> <p>j 平成 22 年度3年次学生の成績の状況に関する調査結果を踏まえ、平成 23 年度4年次学生における成績優秀者表彰のシミュレーションを行う。</p>

中期計画		平成23年度年度計画		
		共通	医科大学	府立大学
第2 1 教 育 等 に 関 す る 目 標 を 達 成 す る た め の 措 置	<p>(イ) 大学院</p> <p>a 大学院の教務事務の見直しと履修・成績データのシステム化を進め、履修登録・成績処理等の円滑な処理を図るとともに、効果的な履修指導に資する。</p> <p>b 学外研究指導教員の支援を受けるなど、異分野複数教員による授業科目を導入する。</p> <p>c 教育研究における大学院生の役割を重視し、研究プロジェクトの重要なメンバーに位置づけるとともに、学会や研究会への参加を促し、さらに、TA（ティーチングアシスタント）として活用することにより、指導能力を向上させる。</p> <p>※ TA：優秀な大学院生が、教育的配慮の下、学部学生などに対する助言や、実習、演習などの教育補助業務を行うこと</p> <p>d 外国語による授業の導入や海外での単位互換化など、教育研究の国際化のための計画を策定する。</p> <p>e 医科大学における主科目と副科目の指導教員の役割分担を明確化するなど、複数教員による効果的で特色ある指導協力体制を確立する。</p> <p>f 医科大学においては、基礎医学から臨床医学までのコアをなす専門教育科目の履修を行わせ、その後、それぞれの素養と関心に応じた選択が可能となるようきめ細かい履修指導を行う。</p>	<p>検討を開始する。</p>	<p>c 引き続き、京都府公立大学法人有期雇用教職員就業規則に規定したTA・RA制度を運用し大学院生の指導・研究能力の向上を図る。</p> <p>e 主科目が基礎系科目の場合は臨床系科目を、主科目が臨床系科目の場合は基礎系科目を、連携副科目として履修させる複数指導体制により、研究活動の一層の充実を進める。</p> <p>f 年度当初のガイダンス等で、基礎医学から臨床医学までのコアをなす専門教育科目を早期に履修するよう指導する。</p>	<p>a 他の大学院との単位互換制度として、京都工芸繊維大学を基幹校とした「昆虫バイオメディカル教育プログラム」の単位互換制度を実施する。</p> <p>d 平成19年8月の「京都府立大学における国際交流のあり方に関する提言」を見直し、国際交流委員会で新たな「教育研究の国際化のための計画」の策定に向けて着手する。</p>

中 期 計 画		平成 23 年度 年 度 計 画		
		共 通	医 科 大 学	府 立 大 学
第 2 1 教 育 等 に 關 す る 目 標 を 達 成 す る た め の 措 置	<p>g 履修ガイダンスを実施することにより、受講に必要な予備知識の範囲、講義内容と達成目標、成績評価基準など、授業履修のための情報提供を拡充する。</p> <p>h 医科大学においては、学術集談会の運用の改善を図るとともに、学位論文審査基準をより透明で分かりやすいものにし、厳正かつ客観的な学位論文審査システムを構築する。</p> <p>i 企業、行政、試験研究機関、N P O などにおけるインターンシップの導入など、座学と実習の有機的統合の方策を検討するとともに早期の実現を目指す。 ※ インターンシップ：学生が在学中に、企業等において、自らの専攻や将来に関連した就業体験を行うこと</p> <p>j 学外の研究者、有識者などを客員教員や特任教員に積極的に活用する。</p> <p><u>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</u></p> <p>ア 教員組織</p> <p>(ア) 教員の多様性を確保するために、客員教員や特任教員などの制度を活用して、外国人教員も含めて、学界・産業界・行政からの有識者を教員として招へいする。</p> <p>(イ) 大学の教育目標を踏まえ、質の高い教育を実施するため、適切な教職員配置を行う。</p> <p>(ウ) 医科大学では、教員の教育活動を支援するとともに、地域医療に関する教育に資するため、医学科における臨床教授制度や、看護学科における臨地実習教員制度（仮称）を活用する。</p> <p>(エ) 府立大学では、学部再編を踏まえて、教育</p>	<p>g 引き続き履修ガイダンスを実施し、授業履修のための情報提供を行う。(再掲)</p> <p>j 学外の研究者等を招き、特別講義等を開催する。</p>	<p>h 保健看護研究科において学位審査基準を策定し、学生に明示し、透明・公平性のある手続きをすすめる。</p>	

中 期 計 画		平成 23 年度 年 度 計 画		
		共 通	医 科 大 学	府 立 大 学
第 2 1 教 育 等 に 關 す る 目 標 を 達 成 す る た め の 措 置	<p>の課題・実施状況を検証し、教員組織と事務組織の適切な協力体制を構築するとともに、各学部・研究科の教育特性に応じて、非常勤講師の選任基準を明確化する。</p> <p>イ 教育環境等の充実</p> <p>(ア)既存教育施設の点検を行い、狭隘化の解消など教育環境の一層の条件整備と、耐震対応の急がれる老朽化施設の整備が進められるよう、京都府の理解を得ながら計画的に取り組む。</p> <p>(イ)教養教育・学部専門教育・大学院教育の教育課程の充実に伴って、必要となる教育設備の整備・拡充を計画的に進める。</p> <p>(ウ)学生の自学自習スペース、教職員と学生の交流・対話ができるパブリックスペース等の確保・整備の計画を立てる。</p> <p>(エ)医科大学において少人数教育、臨床実習、学生の自主的学習が円滑に実施できるよう、スキルスラボ等を整備する。</p> <p>※スキルスラボ:診療技術向上のためのトレーニングに学生が利用できる施設</p> <p>(オ)医学研究科大学院生が、中央研究室を積極的に活用することが出来るよう、中央研究室の活性化及び人材育成を図る。</p> <p>(カ)図書館の資料・情報を充実し、教養教育、専門教育及び研究にふさわしい蔵書の構築、電子ジャーナルの拡充を進めるとともに、利</p>	<p>(ア) 3大学の教養教育共同化施設の整備を京都府と共同して計画的に進めるとともに、施設の共同利用について具体的な利用計画を取りまとめます。</p>	<p>(ア)-1 既存の講義室等について、質の高い教育を実施できるよう、教育設備の整備を進めます。 (ア)-2 新外来診療棟の整備に関して、各教室等へのヒアリングを行い、実態に即した整備を行う。</p> <p>(ウ) 学生の自学自習を支援するため、空き時間における講義・実習室の有効活用など、そのスペースの確保に引き続き努める。</p> <p>(エ)【達成】(20 年度にスキルスラボ整備済)</p> <p>(オ) 中央研究室内に設置している7つの共同研究プロジェクト研究において大学院生を積極的に活用することにより、中央研究室の活性化及び人材の育成を図る。</p> <p>(カ) 教育・研究・診療支援を図るため、2012 年学術雑誌についてこれまでの所蔵水準の維持・拡充に努めるとともに、電子ジャーナル</p>	<p>(ア) 府立大学と総合資料館との合同施設の整備を京都府と共同して計画的に進めるとともに、国際京都学センターの内容検討などソフト面の充実に努めます。</p> <p>(イ) 生命環境学部附属演習林では、平成 22 年度から森林科学科で新規に「森林科学総合実習」を開講した。さらなる実習の充実のために実習フィールドの確保、環境整備等を行う。(再掲)</p> <p>(カ) 引き続き、学生に必要な図書等の購入を行い、図書館の資料・情報の充実を図る。</p>

中 期 計 画		平成 23 年度 年 度 計 画		
		共 通	医 科 大 学	府 立 大 学
第 2 教 育 等 に 関 す る 目 標 を 達 成 す る た め の 措 置	用者のニーズに的確に対応できる運用体制を整備する。		の運用体制の整備を図る。また、学生に必要な図書の購入を行う。	
	(キ) 図書館の夜間開館時間の延長など、利用時間の拡大を進めるとともに、専門的なレファレンスサービスを充実する。また、図書館の利用向上のために図書館利用ガイドを充実する。 ※レファレンスサービス：図書館利用者に対して、研究や調査に必要な資料等の情報等を提供するサービス		(キ) 電子資料の利用を促進するため、利用者向け講習会等の対象者や内容を点検し、一層の充実を図る。	(キ)-1 図書館所蔵図書の目録情報の 100% データ化を引き続き維持し、研究室所蔵図書の遡及入力についてもデータ化を進める。 (キ)-2 引き続き、図書館の夜間開館時間における専門的なレファレンスサービスの充実、新入生向け図書館利用ガイドや資料・情報の検索実習を行うなど図書館職員による情報リテラシー教育を行う。
	(ク) 他大学図書館との連携も含め、法人化を踏まえた新しい大学の目標にふさわしい図書館のあり方を検討する。		(ク) 他大学図書館や公共図書館の状況を踏まえ、連携のあり方を検討する。	(ク)-1 総合資料館と府立大学図書館の合同整備に伴い図書の収蔵スペースの充実を検討するとともに、両者の連携強化を進める中で、新しい図書館のあり方について、図書館運営委員会において引き続き検討する。 (ク)-2 京都外国語大学との相互利用協定を継続し、両大学の学生、教員等の利用促進を進めるとともに、京都工芸繊維大学との相互利用協定の締結を図るために、同大学との協議・調整を進める。
	(ケ) 医科大学においては、高度情報化時代に対応する教育、研究及び地域貢献活動を支援するため、「総合情報センター」の設置を検討する。		(ケ) 情報化社会に対応した教育・研究・地域貢献活動を支援する「総合情報センター」の設置に向け、機能・体制の具体化を進める。	
	(コ) 京都工芸繊維大学、医科大学及び府立大学による教養教育の共同化等を進めるため、医科大学花園学舎の移転を含め、下鴨地域に総合的な教育研究交流機能を有する施設等の整備が進められるよう条件整備に取り組む。	(コ) 教養教育共同化施設の建設に向けて京都府が行う基本・実施設計等については、必要な機能等を十分に整理し、協議を行う。		
	(サ) 下鴨地域に両大学の学生が共同でクラブ活動ができる環境を整える。	(サ) 3大学の施設利用の推進に関する覚書に基づき、具体的な利用施設について抽出し条件整理を行う。		

中期計画		平成23年度年度計画		
		共通	医科大学	府立大学
第2 1 教 育 等 に 関 す る 目 標 を 達 成 す る た め の 措 置	<p>ウ 教育活動の評価</p> <p>(ア) 学生による授業評価を実施し、評価結果とともに履修者の規模や配当回生などを考慮した多面的な分析データを担当教員にフィードバックする。</p> <p>(イ) 学部・大学院において組織的なFD活動を実施し、その評価に基づき、FD活動の充実を図るとともに、教育改善活動を支援する組織の設置を検討する。</p> <p>(ウ) 医科大学においては、医学教育ワークショップ及び看護学教育ワークショップを開催し、教育の活性化と質の向上を図る。</p> <p><u>(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</u></p> <p>ア 学習支援</p> <p>(ア) クラス担任制度やオフィスアワー制度の実施など、授業に関する質問や履修相談へのきめ細かな対応を行う。 ※オフィスアワー制度：授業内容等に関する学生の質問等に応じるための時間を教員があらかじめ設定する制度</p> <p>(イ) 医科大学では、大学院保健看護研究科において社会人に配慮した柔軟なカリキュラムを編成する。</p> <p>(ウ) 府立大学では、授業時の学習支援のため、TAの積極的活用とそのための制度充実を進めるとともに、携帯電話対応も視野に入れたインターネット学務情報システムを充実する。</p>		<p>(ア) すべての講義担当教員に対して学生による授業評価を実施し、総合評価点等を集計、分析の上、教員にフィードバックする取組を進める。</p> <p>(ウ) 医学教育ワークショップ、大学院教育ワークショップ及び看護学教育ワークショップを開催し、教育の活性化と質の向上を図る。</p> <p>(ア) クラス担任制度を通じ、授業に関する質問や履修相談へのきめ細かな対応を行う。</p> <p>(イ) 保健看護研究科では、社会人に配慮した柔軟なカリキュラムの編成を検討する。</p>	<p>(イ) 教務部委員会FD部会を中心に、FD体制のあり方を含めた、新たなFD活動の枠組みを策定する。</p> <p>(ウ) キャリアポートフォリオを活用し、Webによる学務情報システムを構築する。 ※キャリアポートフォリオ：学生が将来に向けたキャリアデザインやそのためのプログラムの履修状況、教職員との相談・指導内</p>

中 期 計 画		平成 23 年度 年 度 計 画		
		共 通	医 科 大 学	府 立 大 学
第 2 1 教 育 等 に 關 す る 目 標 を 達 成 す る た め の 措 置	<p>イ 学生生活に対する支援</p> <p>(ア) 学生の生活実態を把握するために、学生生活実態調査を継続的に実施する。</p> <p>(イ) 学生の心身の健康相談を充実するため、健康相談・学生相談・ハラスメント相談等の相談体制の強化をめざすとともに、カウンセリングに関する研修などを通じて教員の日常的な相談体制をバックアップする。</p> <p>(ウ) 学生の課外活動やボランティア活動等の自主的活動に対する支援を進める。</p> <p>(エ) 障害のある学生には、障害の程度に応じて、きめ細かく対応するとともに、バリアフリー化を進める。</p> <p>(オ) 留学生交流事業を充実させるとともに、留学生に対するチューター制度を導入するなど支援を充実する。</p>	<p>(ア) 学生の生活実態を把握するため、学業はもとより、学業以外での問題等を抱えた学生に対する面談等を行い、学生生活を支援する。</p> <p>(イ) 学生の心身の健康相談体制を充実するため、クラス担任以外に、ハラスメント相談員を設け、体制を強化する。</p> <p>(ウ) 学生の課外活動やボランティア活動等の自主的活動に対する支援を進める。また、法人総合戦略枠を活用した学生等顕彰制度により、課外活動やボランティア活動等により大学の地位向上に貢献した学生を表彰する</p>	<p>容などをWeb画面上に記録するシステム。</p> <p>(ア) 学生の生活実態を把握するため、学生生活実態調査を実施し、その集計及び分析を行う。</p> <p>(イ) 学生の心身の健康相談については、引き続き、学生相談室を毎日開設し、きめ細かに対応する。また、臨床心理士によるカウンセリングの中で、学生に関する教員や保護者からの相談にも対応するとともに、カウンセリングに関する研修会を開催するなど、教員の日常的な相談体制を引き続きバックアップする。 学生からのハラスメント相談への対応については、教職員など関係者が相談や訴えを聴き、ハラスメント防止委員会等との連携を図りながら、必要に応じた対応・支援を行う。</p> <p>(ウ) 大学後援会と連携し、引き続き、学生の課外活動に対する支援を行う。また、学生のボランティア活動等の自主的な活動を支援するため情報の提供を行う。</p> <p>(エ) 障害学生に対するノートテイクや授業資料の点訳、試験における点訳・墨訳等の学習支援を引き続き行う。また、定期的に懇談の場を持つなど、きめ細かく要望を聞く。</p> <p>(オ) 平成 21 年度に創設した留学生チューター制度を運用し、入学直後の留学生に対する支援を行う。</p>	

中 期 計 画		平成 23 年度 年 度 計 画		
		共 通	医 科 大 学	府 立 大 学
第 2 1 教 育 等 に 関 す る 目 標 を 達 成 す る た め の 措 置	<p>(カ) 経済的に修学が困難な学生に対し、授業料等の減免措置を講じる。</p> <p>(キ) 日本学生支援機構、その他団体等の奨学金制度を積極的に情報提供するなど、幅広い支援を行う。</p> <p>ウ 就職・継続的教育支援</p> <p>(ア) 学科ごとに就職担当教員を配置するとともに、キャリアカウンセラーによる就職相談を充実させる。</p> <p>(イ) 求人情報や就職活動の手引き等、大学独自の情報を提供するとともに、就職講座、企業研究セミナー、面接対策講座、公務員試験対策講座等を開催するなど、学生の就職活動への動機付け及び就職スキルの向上を図る。</p> <p>(ウ) インターンシップ活動への支援を充実する。</p>	<p>(カ) 引き続き経済的に就学が困難な学生に対する授業料等の減免措置を講じる。</p> <p>(キ) 引き続き日本学生支援機構、その他団体等の奨学金制度について、大学HPや掲示板等を活用して積極的に情報を提供するとともに、返還義務について指導する。</p>	<p>(ア) 学科ごとに就職担当教員を配置し、就職相談の充実を図る。</p> <p>(イ) 求人情報等について、迅速な情報提供を行い、学生の就職活動を支援する。</p> <p>(ウ) 各病院等のインターンシップ活動について迅速な情報提供を行い、また、必要な事務手続きの迅速対応により、学生の就職活動を支援する。</p>	<p>(ア) 学科ごとに就職担当教員を配置し、就職相談にきめ細かに対応するとともに、大学後援会と連携し、引き続きキャリアカウンセラー等による就職相談を実施する。</p> <p>(イ)-1 入学初年次から学生のキャリアデザインをサポートする「キャリア育成プログラム」を開始する。 具体的には、1学年を対象としたキャリア入門講座を開講するとともに、キャリアポートフォリオの運用を開始する。</p> <p>(イ)-2 就職情報室やインターネット等を活用した求人情報の提供、就職活動の手引きの作成・配付などにより、学生に適切に情報を提供するとともに、就職講座、企業研究セミナー、面接対策講座等を開催し、学生の就職活動への動機付け及び就職スキルの向上を図る。</p> <p>(ウ) インターンシップに関する情報について、大学コンソーシアム説明会や大学HP・掲示板等を活用して適切に提供する。また、キャリアサポートセンターにおいてインターンシップ先の開拓を行う。</p>

中 期 計 画		平成 23 年度 年 度 計 画		
		共 通	医 科 大 学	府 立 大 学
第 2 教 育 等 に 関 す る 目 標 を 達 成 す る た め の 措 置	<p>(エ) 医科大学では卒業生のワーク・ライフ・バランスへの支援として、職場定着や再就職、更にキャリア開発のための支援体制を検討する。</p> <p>(オ) 医学教育研究センターを中心に、卒前教育を所管する医学教育推進室、卒後教育を所管する卒後臨床研修センターと大学院教育委員会が連携し、卒前卒後の一貫した教育を推進する。</p> <p>(カ) 関係病院との連携を密にするとともに、卒後研修プログラムを充実し、また、卒後臨床研修終了後の道筋を提示できる体制の構築に向けて検討を行う。</p>		<p>(エ) 看護実践能力調査の結果を基礎資料として、教育カリキュラムの見直しを行うとともに、21年度に採択された看護キャリアシステム構築プラン事業を活用し、キャリアパス構築のための支援を充実させる。</p> <p>(オ) (カ) 学部教育と卒後教育の一貫した教育体制を構築するための課題解決に取り組み、卒前・卒後における医学教育を推進するため、医学教育研究センターの活動を通じた各部署(学部教育担当及び卒後臨床研修・大学院・国際交流担当部署)や新しくできた「総合医療・医学教育学講座」との連携を図る。(再掲)</p>	

中期計画		平成23年度年度計画		
		共通	医科大学	府立大学
第2研究に関する目標を達成するための措置	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) <u>研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</u></p> <p>ア 目指すべき研究の方向・水準 (ア) 目指すべき研究水準・目標</p> <p>ア 各学部・研究科において重点的研究目標を設定し公表するとともに、その成果を国内外に発信する。</p> <p>(a) 医科大学 ①医学部・医学研究科・保健看護研究科 「世界トップレベルの医学を地域の医療へ」の理念の下、高度先進医療及び先端医学研究を推進するとともに、基礎研究、臨床研究、保健看護研究等を通じて、地域医療や地域社会における健康の維持増進に貢献する。</p> <p>(b) 府立大学 ①文学部・文学研究科 ・文学部、文学研究科では「京都」「みやこ」などを対象とする比較文化的研究を推進する。 ・各分野において、基礎的研究の推進と高度化を図るとともに、日中双方を視野に入れた研究や、映画・メディア分野などの学際的研究、宗教遺産学の構築等を推進する。</p>			

中期計画		平成23年度 年度計画		
		共通	医科大学	府立大学
第2研究に関する目標を達成するための措置	<p>②公共政策学部・公共政策学研究科 「福祉社会を目指して公共政策を拓く」をキーワードとする共同研究体制を構築し、その研究成果を発信する。福祉社会研究会の活動を活発化し、福祉社会フォーラムを質量ともに充実させながら学内外へ情報発信を行い、「福祉社会研究」の継続的発刊を図るとともに、公共政策に関する地域共同研究や学内外に開かれた研究会の開催、研究成果の発信などを行う。</p> <p>③生命環境学部・生命環境科学研究科 ・社会ニーズを鑑みて、生命と環境をテーマとした学際的・先端的研究を展開するとともに、各専門研究領域の成果を踏まえて、政策提言や国際貢献に資する。 ・国際的な学会、会議・シンポジウム、研究プロジェクトへ積極的に参画することにより研究水準を高めるとともに、研究成果のとりまとめを計画的に行い、修士、博士論文の成果は原則として学会誌投稿論文としてとりまとめる。</p>			<p>②公共政策学部・公共政策学研究科 ・「京都政策研究センター」において京都府と協働した政策研究を行う。下鴨サロンの定期的開催、自治体職員を対象とした公開セミナーの開催などとともに、情報や研究成果をホームページから発信する。 ・第3回社会保障と公共政策に関する日中学术交流会議を上海交通大学公共卫生学院と共に開催する。 ・公共政策学研究会、福祉社会研究会の活動を活発化し、研究成果を発信するために、『京都府立大学学術報告 公共政策』第3号、『福祉社会研究』第12号を発行するとともに、フォーラム、シンポジウム等を開催する。</p> <p>③-1 生命環境学部・生命環境科学研究科 ・学部・研究科の研究成果を地域に還元とともに広く世に問うための講演会、シンポジウムなどを企画する。 ・植物生産テクノサイエンス科目群では、これまでの目標を堅持しつつ、より活発な研究を進める。具体的には国内外との研究プロジェクトを展開して中期計画にある研究水準の維持向上を目指し、大学院教育のさらなる充実を図る。 ・食保健学科目群では食を通じた健康増進、生活の質の向上、傷病者の栄養管理に関する基礎的、応用的研究を栄養学、食品学、食品安全性学、食事学、健康科学の5分野において実施する。年間に博士1名以上、修士7名以上を育成する。傷病者の栄養管理については、教員が京都府立医大附属病院栄養管理部の栄養管理サポートチームに参画して共同研究を行う。また、地域においては、京都府内の市町村と連携して実践的研究を行う。いずれにおいても研究成果は学会発表をするとともに、学会誌に</p>

中 期 計 画	平成 23 年度 年 度 計 画		
	共 通	医 科 大 学	府 立 大 学
第 2 2 研 究 に 関 す る 目 標 を 達 成 す る た め の 措 置			<p>投稿する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植物分子生物学科目群では、所属教員の個別研究の展開、「京都バイテク談話会」や府大 ACTR 資金による学外組織との研究交流・情報交換を通じて、食糧増産、環境保全、物質生産などの本分野の課題解決への貢献を図る。 ・生命物質科学科目群では、より基礎的な視点から生命機能・生命環境を理解し、その改変と活用を図り維持・発展させる。 ・数理情報環境学科目群では自然環境、生活環境、情報環境の向上のための情報科学、数理科学の応用研究およびそのために必要な基礎研究の高度化を進める。そして、研究成果を、論文として発表するとともに、地域社会のニーズを研究に反映する。 ・生活環境科学科目群では、地域文化研究や産学協同研究など、実践的・応用的研究を推進するため、人文・社会・自然科学分野における教育および研究活動の高度化を図る。それらの研究成果を系統的に整理し、「環境デザイン学」として出版する準備を進める。 ・森林科学科目群では、国際交流の推進、国際共同研究の実施、研究発表、および地域との連携・協働による実践的応用研究を行い、国際貢献や政策提言に資する。 <p>③-2 生命環境学部附属農場 技術職員の栽培飼育技術向上のための技術講習会(実演会)を年1回以上開催する。東海・近畿農場協議会に定期的に参加する。</p> <p>③-3 放射性同位元素共同実験室 全学共同実験施設としての活用を促進するとともに、放射性同位元素の厳格な管理を行う。</p>

中 期 計 画		平成 23 年度 年 度 計 画		
		共 通	医 科 大 学	府 立 大 学
第 2 2 研 究 に 關 す る 目 標 を 達 成 す る た め の 措 置	<p>b 各教員は科学研究費を含む外部資金申請を年1件以上行う。</p> <p>c 各教員は、各年度に行った研究の成果を研究発表又は論文発表等により公表し、学外有識者の意見・評価を積極的に聴取し、研究の水準・成果の検証を行う。</p> <p>(イ)研究内容等</p> <p>a 大学連携を推進し、異分野融合・学際領域の拡大を目指した研究を推進するとともに、ヘルスサイエンス分野の研究や医工連携、バイオ連携、生命・環境連携等の分野において、複眼的かつ統合的視点からのプロジェクト研究の推進と、C O E 等の競争的研究資金の獲得を目指す。</p> <p>b 附属小児疾患研究施設において、高度かつ専門的な治療を要する小児疾患に関する教育、研究及び診療に当たる。</p> <p>c 附属脳・血管系老化研究センターにおいて、老化のメカニズムの基礎的解明に取り組むとともに、脳神経系疾患の予防、診断、治療に関する開発研究を行う。</p> <p>d がん制圧センターにおいて、講座横断的な研究を推進し、先進的かつ独創的ながんに関する研究を行う。</p> <p>e 医大研究開発センターにおいて、国際的な先端的研究を推進するため、医科大学にふさわしい特徴的な研究テーマ等を企画するとともに、講座横断的な研究ユニットを組織化する。</p>	<p>b 各教員は科学研究費を含む外部資金申請を年1件以上行う。</p> <p>a 引き続き3大学の連携研究事業を実施する等、異分野融合・学際領域の拡大を目指した研究を推進するとともに、重点研究課題の設定によるプロジェクト研究等の積極的な取組を推進する。</p>	<p>b 附属小児疾患研究施設において、胎児の超音波診断により、心臓、消化管等の奇形を早期に発見し、出産後、迅速かつ効果的な診療に取り組む。</p> <p>d 「都道府県がん診療連携拠点病院」としての取組と一体化したがん征圧センターにおいて、高度医療となった「胸部悪性腫瘍に対するラジオ波焼灼療法」のように、臨床研究の推進など、基礎と臨床が講座横断的に研究を推進し、その成果を具体的に附属病院の診療に反映させていくとともに、がん予防に関する情報発信を行う。</p> <p>e 本学の学際的・横断的な研究を推進するために設置された研究開発センターについては、「本学にふさわしい特徴的な研究テーマの企画、立案、講座横断的な研究グループの組織化を検討し、提言する」という設立の</p>	<p>a 引き続き、京都府立大学重点戦略研究の目的の趣旨に鑑み、特徴的、先進的な研究分野に研究費を配分し、本学の特色の更なる深化と研究水準の一層の高度化を図り、大型外部競争的資金等の獲得を目指す。</p>

中 期 計 画		平成 23 年度 年 度 計 画		
		共 通	医 科 大 学	府 立 大 学
第 2 2 研 究 に 関 す る 目 標 を 達 成 す る た め の 措 置	<p>f 府立大学地域貢献型特別研究（府大ACTR）をはじめとする戦略的研究の拡充や、学内外の提案公募型の研究支援システムの活用を図るとともに、府立総合資料館、府立植物園及び府関係試験研究機関等と連携し、地域の課題に対応した研究成果を生み出す。</p> <p>イ 研究成果の地域への還元</p> <p>(ア) 地域を対象とした研究及び地域の産業界や行政・関係試験研究機関等との共同研究を推進し、地域医療や地域の文化・観光・福祉・環境・産業など地域課題に対応するとともに、公開講座や学術講演会、フォーラム、シンポジウムを開催するなど、研究成果の積極的な発信を通じて、地域の文化・産業の振興を図る。</p> <p>(イ) 医療・看護を含むヘルスサイエンスに関する社会人向け公開講座を定期的に開催するとともに、キャリア開発に関する総合的な拠点の整備を検討する。</p> <p>(ウ) 研究成果の実用化により、医療の質のイノベーション及び医療環境の向上に資するとともに、府民等の健康増進に寄与する。</p>		<p>本旨に立ち返り、新しい研究ユニットの組織化など、研究分野における学内活性化に貢献するとともに、22年度に行った検討をもとに、センターの取組み充実の方策を実施する。</p>	<p>f 府立大学ACTRや京都府公立大学法人の「地域関連課題等研究支援費」等を活用し、地域や府関係試験研究機関等とも連携した、より一層地域に根ざした研究を推進し、研究成果を地域に情報発信する。</p>

中 期 計 画		平成 23 年度 年 度 計 画		
		共 通	医 科 大 学	府 立 大 学
第 2 研 究 に 関 す る 目 標 を 達 成 す る た め の 措 置	<p>(エ) 教員の研究業績や研究内容のデータベース化を図り、ホームページで広く公表するなど、教育研究活動について広く社会へ向けて情報発信する。</p> <p>(オ) 著書・論文の執筆、学会での発表、特許等を通じて、研究活動の成果を広く社会に還元する。</p> <p><u>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置</u></p> <p>ア 研究実施体制等の整備</p> <p>(ア) プロジェクト研究員制度や特任教員、客員教員及び共同研究員制度を活用して、研究領域の垣根を越えた融合的共同研究の展開や、学外の研究者との共同研究等を推進する。</p> <p>(イ) 3大学連携事業を通じて、研究者間交流を推進するとともに、他大学、他研究機関等との連携・交流を促進することにより、異分野融合・学際領域の拡大を目指す。また、そのために施設・設備等の共同利用を容易にする体制を整備する。</p> <p>(ウ) 外部資金の積極的確保等により、大学の重点分野や地域貢献分野、若手研究分野等に対する学内公募等による研究費の配分枠を充実させる。</p> <p>(エ) 寄附講座の活用、共同研究制度の拡充等により研究者層を充実する。</p>	<p>(オ) 地域関連等課題について優れた研究成果を挙げた研究者に対しては、表彰等を行う。</p> <p>(イ) 3大学連携研究支援費の経費配分を見直し、より効果的・効率的な執行を目指す。</p> <p>(ウ) 科学研究費の間接経費や教室研究費の学長保留分などを利用した重点配分や、府公立大学法人が設けた地域関連課題や若手研究者育成を図る制度等の活用により研究費の配分枠を確保する。</p>	<p>(エ) 【達成】(21年度データベース整備済)</p> <p>(ア)これまでに整備した共同研究講座制度等を積極的に広報し、産業界等の異業種から研究者を呼び込むことで垣根を越えた融合的共同研究の推進を図る。</p>	<p>(エ) 【達成】(22年度データベース整備済)</p>

中 期 計 画		平成 23 年度 年 度 計 画		
		共 通	医 科 大 学	府 立 大 学
第 2 研 究 に 關 す る 目 標 を 達 成 す る た め の 措 置	<p>イ 研究環境・支援体制の整備</p> <p>(ア) 学問領域の変化や研究内容の高度化等に対応した研究環境の整備を図るために、京都府の協力を得て、老朽化・狭隘化した施設・設備や産学公の連携を進めるためのインキュベーションラボ等の計画的な整備を進めるとともに、競争的資金間接経費の戦略的活用によって、日常的な全学的研究環境を向上させる。</p> <p>※インキュベーションラボ：企業支援のための研究室 ※競争的資金間接経費：科学研究費等の競争的資金を受けた研究者が所属する大学等のための経費。研究活動の支援、研究環境の整備等が目的</p> <p>(イ) 全学的な研究の推進及び科学研究費等補助金など外部資金獲得のための支援体制を確立するとともに、そのための適切な人員配置を行う。</p> <p>(ウ) 海外研修や国内長期研修など研究水準向上のための取組を検討する。</p> <p>(エ) 医科大学においては、学内共同研究を推進するため、附属脳・血管系老化研究センタープロジェクト研究及びテーマ研究の制度を活用するほか、中央研究室を多面的かつ効率的に活用し学内外の研究者による共同研究プロジェクト制度を導入する。</p> <p>(オ) 知的財産に関する基本方針を明確にし、両大学発の知的財産の創出を促進するとともに積極活用への道を拓く。</p> <p>(カ) 知的財産に対する教職員の意識啓発を行うとともに、知的財産を評価・管理・活用する体制を整備する。</p>		<p>(ア) 研究者が共同で利用できる研究機器の充実を図るとともに、増加する実験施設需要への対応策を検討するなど、中央研究室の研究環境の整備を進め、研究レベルの一層の向上を図る。</p> <p>(ウ) 引き続き「組織的な若手研究者派遣事業」を活用し若手研究者の海外派遣を実施する。</p> <p>(オ)(カ) 引き続き発明委員会や医大の産学公連携戦略本部及び知的財産オフィス、府大の地域連携センター等を中心に法人知的財産ポリシー、利益相反ポリシーに基づき知的財産の創出・活用に取り組む。</p>	<p>(ア) 府立大学と総合資料館との合同施設や3大学の教養教育共同化施設の整備を京都府と共同して計画的に進めるとともに、精華キャンパスに設置するインキュベーションラボ等産学公連携研究拠点施設を活用して共同研究等を推進する。</p> <p>(イ) 外部資金獲得支援のため研究助成公募情報の提供を継続するとともに、公募の趣旨に添った申請書作成を支援できる体制の導入を図る。</p> <p>(ウ) 他大学の事例も参考にしながら、本学に適した取組の検討を行う。</p>

中期計画		平成23年度年度計画		
		共通	医科大学	府立大学
第2研究に関する目標を達成するための措置	<p>ウ 研究活動の評価</p> <p>(ア)研究の質の向上と研究費の効率的、効果的な活用を図るため評価基準を作成するとともに、ピアレビューによる客観的な評価システムを構築する。 ※ピアレビュー：評価対象について専門的・技術的な共通の知識を有する専門家によって行われる評価</p> <p>(イ)査読のある学術誌への掲載論文数、外部からの研究資金獲得件数等の研究業績に関するデータベースを整備する。</p> <p>(ウ)学内横断的研究費の配分に学部の特色を踏まえた研究実績の考慮など、研究者のモチベーションを高め、研究費の有効活用と研究の活性化を図る。</p>		<p>(イ) 達成(データベース整備済)</p>	<p>(ア) 教員の活動評価制度について、平成23年度から2年間の予定で試行を行い、制度の検証・改善を図る。</p> <p>(イ) 達成(データベース整備済)</p>

中期計画		平成23年度年度計画		
		共通	医科大学	府立大学
第2 3地域貢献に関する目標を達成するための措置	<p>3 地域貢献に関する目標を達成するための措置</p> <p>医科大の産学公連携戦略本部、府立大学の地域連携センターを中心に各大学の地域連携及び産学公連携を推進するとともに、これらを統括した総合的地域連携機関として、共同の窓口を設置する。</p> <p>科学研究費補助金、府立大学ACTR、その他の共同研究の成果を還元する公開シンポジウム・講演会等を、各学部年1回以上実施する。</p> <p>ア 府民・地域社会との連携（多様な学習機会の提供）</p> <p>(ア) 京都府北部地域に連携拠点を設け、学生の学外演習（アウトキャンパス授業）や、サテライト講座・遠隔授業等、多様な形態による生涯学習を充実させる。</p> <p>(イ) 職業能力開発・向上に資する、社会人再教育プログラムを開設する等、社会人の教育機会を拡大する。</p> <p>(ウ) 府や市町村など関係行政機関と連携しながら、京都の特色を活かした講座等を開催し、生涯学習に対する地域や府民の多様なニーズに応える。</p> <p>(エ) <u>公開講座等に満足する受講者を 90%以上とする。</u></p>		<p>引き続き産学公連携戦略本部の方針のもと、下部組織であるリエゾンオフィスが中心となって本学の研究成果を外部へ発信する。</p>	<p>各学部・研究科と地域連携センターが共催するシンポジウム、講演会等を学部(研究科)ごとに、1回以上開催する。</p>

中 期 計 画		平成 23 年度 年 度 計 画		
		共 通	医 科 大 学	府 立 大 学
第 2 3 地 域 貢 献 に 関 す る 目 標 を 達 成 す る た め の 措 置	<p>(オ) 附属図書館、附属農場及び附属演習林等の一般開放をさらに進める。</p> <p>(カ) 図書館の一層の電子化の促進により、府民の閲覧開架資料へのアクセスを容易にし、サービス向上に資する。</p> <p>(キ) 施設開放（府民利用）サービス提供のために、webでの利用申込みなどのシステムを整備する。</p> <p>イ 産学公連携</p> <p>(ア) 学内シーズを積極的に活用して共同研究・受託研究を拡充させるなど、産業界等との連携をさらに進め、府内産業の振興や大学発ベンチャーなどを推進する。</p> <p>(イ) 連携のための総合窓口を設置するとともに、産学公連携フォーラムの開催や産学交流フェア等への参加、ホームページを利用した研究成果の発信など、大学の知的資源の公開を推進する。</p> <p><u>(ウ) 産業界等からの共同研究・受託研究等の件数を、中期目標期間中に 10%以上増加させる。</u></p>	<p>(イ) 引き続き産学公連携関係のフォーラムの開催、参加やホームページを利用し、研究成果を発信する。</p>	<p>(カ) 所蔵する貴重書の電子データ化（デジタルアーカイブ）を更に進め、図書館ホームページで公開する</p> <p>(キ) 引き続き図書館が所蔵する学術情報を本学関係病院等に勤務する医療従事者に提供する「医学情報ネットワークサービス事業」を実施する。</p> <p>(ア) 新産業創出交流センター等が主催するフォーラムや本学が行う技術相談等を通じて学内シーズを発信する。 また、新外来棟に企業との相談や共同研究、大学発ベンチャーなどを支援するためスペースを設ける。</p> <p>(ウ) 技術相談の実施及び特任教員等による学内シーズの周知により、共同研究・受託研究等の件数を増加させる。</p>	<p>(オ) 総合資料館と府立大学図書館の合同整備に伴い両者の連携強化を進める中で、新しい図書館の府民公開のあり方について、図書館運営委員会において更に具体的に検討する。</p> <p>(ア) 府内外の産学マッチングイベント等において学内シーズを積極的に発信することで共同研究・受託研究の拡充を図る。</p> <p>(ウ) 外部資金獲得支援のため研究助成公募情報の提供を継続するとともに、公募の趣旨に添った申請書作成を支援できる体制の導入を図る。（再掲）</p>

中 期 計 画		平成 23 年度 年 度 計 画		
		共 通	医 科 大 学	府 立 大 学
第 2 3 地 域 貢 献 に 関 す る 目 標 を 達 成 す る た め の 措 置	<p>ウ 行政等との連携</p> <p>(ア) 教育・研究に係る能力を活かした行政への協力や協働、行政からの受託研究の展開、大学と行政の人事交流、行政職員・職業人の能力向上のための短期研修プログラム、大学院への新たなコース設定、公共政策に係る教育などを積極的に実施する。</p> <p>(イ) 府市町村や農林関係機関をはじめとした試験研究機関、保健医療機関、N P O 等との連携・協働を推進し、府内の地域課題や行政課題等の解決に積極的に貢献する。</p> <p>(ウ) <u>府立大学では、フィールドワークなどを通じて、市町村、住民との協働の取組を進め、地域の活性化や地域力再生に貢献するとともに、包括協定締結市町村数を5以上とする。</u></p> <p>(エ) シンクタンク機能の強化と行政職員等の能力向上を図るため、「公共政策研究センター(仮称)」の設立に向けた検討を行う。</p> <p>エ 教育機関との連携</p> <p>(ア) 3大学連携を推進するとともに、異分野融合・学際領域の拡大を目指した他大学との積極的な研究協力を推進する。</p> <p>(イ) 単位互換制度など、大学コンソーシアム京都の実施する各種事業に参加することにより、加盟大学との交流・連携を図る。</p>	<p>(ア) 国や府内行政機関を中心として審議会、研究会等へ積極的に協力するとともに、行政からの受託研究の展開、大学と行政の人事交流等の取組を実施する。</p>		<p>(ア) -1 公共政策学部教員として京都府職員の派遣を得て、協働研究やセミナーの開催など、京都府行政等との連携・協働した取組の一層の推進を図る。</p> <p>(ア)-2 京都府農林水産部の試験研究機関の研究調整役に、生命環境科学研究所教員を派遣し、試験研究を支援・推進する。</p> <p>(イ)-1 府立大学ACTRや京都府公立大学法人の「地域関連課題等研究支援費」等を活用し、地域や府関係試験研究機関等とも連携した、より一層地域に根ざした研究を推進し、研究成果を地域に情報発信する。(再掲)</p> <p>(イ)-2 生命環境科学研究所では、京都府農林水産部並びに同試験研究機関と協力して、府内の農業・農村がかかえる諸問題の解決のための共同研究を実施する。</p> <p>(ウ) 既存の包括協定市町村との連携に係る意見交換を行うなど関係強化に努めるとともに、新たな市町村との包括協定を締結する。</p> <p>(エ)【達成】(京都政策研究センター設置)</p>

中 期 計 画		平成 23 年度 年 度 計 画		
		共 通	医 科 大 学	府 立 大 学
第 2	(ウ) 生命環境学部附属農場及び附属演習林では、他大学などの教育研究機関に広く開放し、利用を推進する。			(ウ)-1 附属農場では他の教育機関からの見学・実習などの受け入れを継続する。 (ウ)-2 高校生を対象とした「演習林野外セミナー」を開催し、体験実習を行う。引き続き、森林科学科と共同で内容を充実させるとともに、オープンキャンパスと連動して実施することにより高校生の関心を高める。さらに、平成 22 年度から開講された「森林科学総合実習」の円滑な実施、及び他大学などの教育研究における利用に伴う、実習の機会や人数の増加に対応するため、今後も実習に必要なフィールドの整備や実習への職員のバックアップ体制を整備・充実させる。
3				
地 域 貢 献 に 關 す る 目 標 を 達 成 す る た め の 措 置	(エ) 食育、環境教育、科学リテラシー教育、情報リテラシー教育、福祉ボランティア活動など新しい教育課題への取組を通じて、小中高における教育活動への支援・相談活動に取り組む。 (オ) 高等学校における新しいカリキュラム開発への支援などを通じて、高大連携事業を拡充する。		(エ) 府教委とも連携しながら、医学・看護に係る高校生向けの科目提供を行い、未来の地域医療を担う人材づくりに寄与する。	(エ) 幼児から高齢者までの各ライフステージの対象者に食育を 5 回以上実施する。京都市立小学校また京都府内小学校の学校および栄養教諭との連携による食育の計画、実践および評価を行う。 (オ) 宮津高校との高大連携事業を、環境共生教育演習等の学外演習の活用や新たな連携事業の申請によって、継続的に実施していく。
	才 医療を通じた地域貢献 (ア) 府民の命を守る大学として、学生はもとより、地域医療機関等から受け入れた医師、看護師、コメディカルなどを高度な医学教育により優秀な医療人として育成するとともに、府内の医療機関と教育、研究、治療面における連携を深め、地域医療を支える医療人を輩出するための拠点として中核的な役割を果たす。 ※コメディカル: 臨床検査技師、放射線技師等の医師、看護師以外の医療従事者		(ア)-1 引き続き医師不足が深刻な府北部地域の中核病院である府立与謝の海病院や地域医療・保健行政の前線基地である保健所への人材供給に努める。 (ア)-2 医師不足が深刻となっている地域医療を支えるため、府内の医療機関と教育、研究、治療面等において連携し、地域医療への使命感を持った臨床医の育成、医師の派遣などに努める。 (ア)-3 社会的に重要な課題となっている地域救急医療の中核を担う人材の育成を目的に設置された救急医療学教室を中心	

中 期 計 画	平成 23 年度 年 度 計 画		
	共 通	医 科 大 学	府 立 大 学
第 2 3 地 域 貢 献 に 関 す る 目 標 を 達 成 す る た め の 措 置	<p>(イ)府と連携して医師確保困難地域はもとより、府内における医師確保に積極的に取り組むため、卒前、卒後教育を充実し、研修医、専攻医等を確保するとともに、医科大学医療センターの機能強化等を行い、各地域の適正な医師確保に貢献する。</p> <p>(ウ)地域医師確保のための推薦入学を実施し、一般学生についても臨床教授制度を活用し、地域医療機関における臨床実習を積極的に導入することにより、地域医療に使命感を持ち、地域貢献のできる医師を育成する。</p> <p>(エ)大学・地域一体型の医師、看護師によるチーム医療教育を推進し、地域の医療人の確保はもとより地域における「チーム医療」を充実する。</p> <p>(オ)府立医科大学関係病院等協議会と連携し、卒後教育の総合的なネットワークを構築し、地域に根ざした医師を育成する。</p>	<p>として、府内関係病院等との連携を強化し、府域全体の救急医療レベルのさらなる向上を図る。</p> <p>(ア)-4 平成 23 年 1 月に開設した総合医療・医学教育学講座を中心に、地域医療の問題解決に寄与し、継続的、安定的に地域医療に貢献できる人材の育成に努める。</p> <p>(ア)-5 医療情報通信学講座を中心に、医療情報通信・ネットワーク等の構築のための研究に取り組み、地域医療の診療環境の向上に貢献する。</p> <p>(イ)-1 府立施設への人材供給に加え、地域での医師確保につながるよう医療センターの機能について検討する。</p> <p>(イ)-2 医師偏在問題の改善などの体制整備を組織的に進めていくために、府医療対策本部等の活動を中心に総合的な医師確保対策等に取り組む。</p> <p>(ウ) 地域医師確保のための推薦入学を実施し、一般学生についても臨床教授制度を活用し、地域医療機関における臨床実習を積極的に導入することにより、地域医療に使命感を持ち、地域貢献のできる医師を育成する。</p> <p>(エ) 地域医療・チーム医療の理解を促進するため、地域医療機関等における実習を実施する。</p> <p>(オ) 研修医の育成に向けたネットワーク構築のために意見交換会を開催(年1回以上)する。</p>	

中 期 計 画		平成 23 年度 年 度 計 画		
		共 通	医 科 大 学	府 立 大 学
第 2	(カ) 医学科学生の府内定着率 70%以上、看護学科学生については、府内定着率 65%以上を目指す。		(カ) 医学科学生の府内定着率 63%以上、看護学科学生の府内定着率 65%以上を目指す。	
3 地 域 貢 献 に 関 す る 目 標 を 達 成 す る た め の 措 置	(キ) 府内での医師の配置に考慮しながら、医師として最初に勤務する初期臨床研修後の研修医の府内定着率 80%以上を目指す。		(キ) 府内での医師の配置に考慮しながら、医師として最初に勤務する初期臨床研修後の研修医の府内定着率 76%以上を目指す。	
	(ク) 京都府の地域医療確保奨学金制度を活用し、地域医療を担う医学生を確保する。		(ク) 引き続き本学学生等に係る奨学金制度や地域医療の担い手確保対策として京都府が創設した、北部勤務医師の府内医科大学院学費免除制度を活用して、地域医療の担い手確保を目指す。	
	(ケ) 新外来診療棟に整備予定の予防医学センターを中心に、府と連携して、生活習慣病や介護予防対策、健康に資する自主活動の推進等の方策を効率的かつ効果的に推進する。		(ケ) 新外来診療棟に整備する予防医学センターのエリアを活用し、患者等に対する生活習慣病や介護予防対策に係る啓発活動等を行う。	

中期計画		平成23年度 年度計画		
		共通	医科大学	府立大学
第 2 4 医 科 大 学 附 属 病 院 に 関 す る 目 標 を 達 成 す る た め の 措 置	<p>4 医科大学附属病院に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 臨床教育等の推進</p> <p>ア 専攻医・研修医等の臨床教育環境の整備に努め、臨床教育の一層の充実を図ることにより、優れた人材を確保する。病院群臨床研修プログラム研修医を確保する。</p> <p>イ プライマリケアへの理解を深め、患者を全人的に診ることができる基本的能力を修得し、地域医療・チーム医療の重要性を認識した医師、看護師をはじめとする医療人を育成する。 ※プライマリケア：国民のあらゆる健康、疾病に対し、総合的・継続的に対応する地域の政策と機能</p> <p>ウ 幅広い教養と高い倫理観を持った優れた医療人を育成するための卒前及び卒後研修プログラムを提供する。</p> <p>(2) 医療サービスの向上</p> <p>ア 医療安全管理を推進し、院内感染防止対策を充実する。</p> <p>イ 質の高い医療機器維持管理システムを確立する。</p>	<p>ア-1 指導医の指導能力向上のために指導医講習会を開催(年1回以上)する。</p> <p>ア-2 より充実した臨床研修が実施できるよう、卒後臨床研修委員会(毎月1回)の開催や、研修管理委員会を開催(年2回以上)する。</p> <p>ア-3 研修医や専攻医に対する待遇や環境改善につながるよう、具体的な課題について検討を進め、改善策を図る。</p> <p>イ 医師・看護師等の計画的な研修の実施を図るとともに、e-ラーニングの導入等により主体的効率的に自己学習に取り組む仕組みづくりを進める。また、各部門のスペシャリスト(がん、急性期の専門看護師や感染制御専門薬剤師等)養成にも積極的に取組んで行く。</p> <p>ウ 医学教育のグランドデザインを構築し、卒前・卒後それぞれのプログラムに応じたプログラムの作成に向けて検討を進める。</p> <p>ア 職員の医療安全管理や感染防止対策に対する意識向上を図るため、①研修回数の増加、②曜日を変更しての複数回開催、③参加困難な職員に対するDVD等での研修受講などの工夫を行い、職員が医療安全、感染対策の研修をそれぞれ年2回以上受講できる環境を整備する。</p> <p>イ 循環器領域(ペースメーカー、心臓カテーテル)の体制強化とあわせ、体外循環技術認</p>		

中期計画		平成23年度年度計画		
		共通	医科大学	府立大学
第 2 4 医 科 大 学 附 属 病 院 に 關 す る 目 標 を 達 成 す る た め の 措 置	<p>ウ 新外来診療棟の整備を契機に、臓器別・疾 病別にメディカルセンターを整備し、より最 適な医療を提供する。</p> <p>エ ゆとりのある空間を確保し、安全で安心で きる医療環境を提供する。</p> <p>オ 電子カルテの導入により、再診予約シス テムを整備する。</p> <p>カ <u>患者満足度調査などにより患者ニーズを 把握し、全般的な満足度について、入院:90% 以上、外来:80%以上を目指す。</u></p>		<p>定など各資格取得(1名)及び更新(1名)を行 うとともに、ME機器管理ロケーションシステ ムの確立化を図る。</p> <p>ウ-1 新外来診療棟の完成に合わせて、メディ カルセンターを整備し、より適切な運用につ いて検討を進める。 ウ-2 府内における認知症疾患に関する鑑別 診断、身体合併症にかかる急性期医療等、 認知症疾患の保健医療水準の向上のため、 認知症疾患医療センターの設置を検討す る。</p> <p>エ-1 新外来診療棟の整備により、快適でゆと りある空間の確保を図る。また、新外来診療 棟完成後も、より最適な医療及び環境の実 現に向けて必要な措置を講じる。 エ-2 老朽化した個室の備品更新や内装改 修、駐車場の利用円滑化等の環境整備 を行い、患者の快適な療養環境や利便性を 確保する。</p> <p>オ 再診予約システムのさらなる活用を図って いくため、紹介患者の診療予約について、 地域医療連携システムとの情報連携を検討 する。さらに、再診予約患者に対して、予約 内容をメールで通知する機能の普及方法等 を検討する。</p> <p>カ-1 (ア) 患者の全般的な満足度について、入院: 87%以上、外来:76%以上を目指すため、 次の取組を進める。 患者満足度調査の結果や御意見箱の内容 の院内掲示を行うとともに、患者待ち時間や 患者説明の励行を始めとする、職員の対応・ 施設・業務運営等に関する患者ニーズや諸 課題について、対策を検討する。</p>	

中期計画	平成23年度年度計画		
	共通	医科大学	府立大学
第2 4 医科 大学 附属病 院に 関する 目標を 達成す るため の措置	<p>キ 電子カルテシステムの導入により、医療情報を厳格な保護のもと、迅速で適正な管理体制として整備する。</p> <p>(3) <u>高度で安全な医療の推進</u></p> <p>ア 基礎研究を臨床に橋渡しする高度なトランスレーショナルリサーチを推進する。</p> <p>イ <u>再生医療等の高度な医療を積極的に推進し、先進医療の承認申請を10件以上行う。</u></p> <p>ウ がん制圧センターとの連携、病院スタッフの協働により、研究成果をがんの診断・治療成果の向上につなげる。</p>	<p>(イ) 業務改善委員会を月1回定例開催し、患者ニーズに応えた改善策を講じる。 カ-2 患者向け広報誌を発行する。(年3回) カ-3 作業工程数が多く、またそのほとんどが手作業で行われている病理検査業務は作業ミスが即医療事故につながるため、部内でミスが起こらないシステム構築を図る。 カ-4 栄養管理実施加算算定ができる病棟の拡大に向けて、必要となる条件整備とシステムの構築を進める。</p> <p>キ 厚生労働省のガイドラインに沿った、より厳格で詳細な運用管理規程による運用管理を行う。</p> <p>イ 各診療科が実施している臨床研究段階の治療実績を収集するとともに、治療費減免制度を活用しながら、実施症例を増やし、先進医療の新規承認申請件数1件以上を目指す。</p> <p>ウ 「都道府県がん診療連携拠点病院」としての取組と一体化したがん制圧センターにおいて、高度医療となった「胸部悪性腫瘍に対するラジオ波焼灼療法」のように、臨床研究の推進など、基礎と臨床が講座横断的に研究を推進し、その成果を具体的に附属病院の診療に反映させていくとともに、がん予防に関する情報発信を行う。(再掲)</p>	

中期計画		平成23年度 年度計画		
		共通	医科大学	府立大学
第2 4 医 科 大 学 附 属 病 院 に 關 す る 目 標 を 達 成 す る た め の 措 置	(4) 地域医療への貢献			
	ア 地域医療連携室の体制強化を図り、紹介による新規患者の積極的な受入れや、紹介医へのタイムリーな報告、逆紹介の励行、後方支援病院の開拓を進めるとともに、長期入院患者を中心とした退院援助の取組を強化し、患者紹介率を50%以上とする。		<p>ア-1 地域医療連携システムを活用して、紹介医への報告、逆紹介の励行や退院支援の連携を進めるなど、関係病院等との連携強化を図るほか、診療所を含めた、地域医療機関との連携に関する協議会を開催(年1回以上)し、密接な連携が図られる協力病院を確保する。</p> <p>また、病院幹部職員の病院訪問による連携先病院の開拓を行う。さらには、関係病院等の受入対応体制等について連携・調査を継続し、長期入院患者等の円滑な退院支援を進める。</p> <p>これらの取り組みを通じて、病病連携・病診連携強化を図る。</p> <p>ア-2 患者紹介率を47.0%以上とする。</p>	
	イ 看護職者、薬剤師、栄養士等地域の医療従事者への研修支援や最新医療情報の提供を行う。		<p>イ 地域医療従事者の育成を図るため、地域の看護職者、栄養士、臨床検査技師、作業療法士等の他施設等からの研修生、実習生の受入(300名程度)や他施設への研修講師派遣(100名程度)等に対応する。</p>	
	(5) 政策医療の実施			
	ア 府民医療のラストリゾートとして府民の信託に応えるため、肝疾患など診療連携拠点病院を目指す。		<p>ア 肝疾患診療連携拠点病院として、広く府民の信託に応えていくため、市民公開講座等を開催(年1回以上)する。</p>	
	イ 小児難治性疾患から子どもを守り最先端医療を提供するため、外来診療棟整備の中で「小児医療センター」を整備する。		<p>イ 小児医療センターを開設する。また、開設後の円滑な運営に向けた、具体的な運用案の策定を行う。</p>	
	ウ 都道府県がん診療連携拠点病院として、がん医療の均てん化を図るために、府内7カ所の地域がん診療連携拠点病院と連携し、教育・研修を実施しながら、がんの集学的治療やがん緩和医療を推進する。		<p>ウ-1 都道府県がん診療連携拠点病院として、外来化学療法センターの利用拡充、キャンサーボードの定期的開催、緩和ケア研修会標準プログラムに基づく研修会の開催、がんに係る府民向け講演会の開催、「がん情報</p>	

中期計画	平成23年度年度計画		
	共通	医科大学	府立大学
第2 4 医科 大学 附属病 院に 関する 目標を 達成す るため の措置	<p>エ 府内における周産期医療の整備に適切な役割を担う。</p> <p>オ 府内における感染症医療の拠点としての役割を果たす。</p> <p><u>(6) 病院運営体制の強化と健全な経営の推進</u></p> <p>ア 全ての職員が病院の理念、基本方針の実践を共有し、病院運営に携わることを目指す。</p> <p>イ より多くの人に高度な医療を提供するため、特定機能病院に相応しい診療の重点化を図る。 ※ 特定機能病院：高度な医療を提供する病院として厚生労働大臣の承認を受けた病院</p> <p>ウ 業務の委託化や事務作業補助者の導入等を進め、医師及び看護師が診療・看護業務に専念できるような環境を整備する。</p>	<p>コーナー」の活用及びがん患者団体との連携協力体制の充実等に取り組む。 ウ-2 京都府がん診療連携協議会や各部会を開催(年2回以上)し、引き続きがん診療に係る当該病院の実態調査や情報交換を行う。</p> <p>エ 京都府における周産期医療体制の中で、南部ブロックのサブセンターとしての役割を担う。</p> <p>オ 府内における感染症医療機関の拠点として、新型インフルエンザをはじめとした感染症に備え、受入体制の整備を図るとともに、関係機関との協力・連携を強める。</p> <p>ア-1 毎月の診療実績を院内メールにより医師等に情報発信するほか、全診療科へのヒアリングを行い、各職員間で経営意識を共有して、経営改善に向けた取組を進める。 ア-2 意思決定の迅速化や責任所在の明確化など、病院における人事・予算両面での病院長のマネジメント機能の充実を検討する。</p> <p>イ 診療の重点化を図るため、診療科に対して、最適な診療計画を明らかにするクリティカルパスの作成を促進するとともに、DPC分析による指導を行う。 ※ DPC分析：入院患者の病名や症状をもとに手術等の診療行為の有無に応じて、1日当たりの医療費を算出するための包括評価制度。</p> <p>ウ 引き続き24名の病棟クラークを配置し、医師事務作業の負担軽減を図る。 文書管理センターの円滑で安定的な運用を推進する。</p>	

中期計画		平成23年度 年度計画		
		共通	医科大学	府立大学
第 2 4 医 科 大 学 附 属 病 院 に 關 す る 目 標 を 達 成 す る た め の 措 置	<p>エ 患者の利便性等に配慮しつつ院外処方を更に推進する。</p> <p>オ 病床管理及び入退院受付業務一元化の検討など、病床の効率的な運用により新規入院患者の確保を図り、病床利用率を90%以上に上げる。</p> <p>カ 医薬品の同種同効品の整理、医薬材料の適正使用や在庫管理の徹底、標準化を進めるとともに、専門コンサルタントの活用等により、医薬材料比率を35%以下に下げる。</p>		<p>エ 診療科の特性や患者の利便性に配慮しつつ、更なる院外処方を推進し院外処方箋発行率の向上を図る。</p> <p>オ 特別共用病床の運用や同日入退院の励行を進めるなど、より効率的な病床の運用を図り、病床利用率を86.5%以上に上げる。</p> <p>カ 医薬品について、薬事委員会において同種同効品を整理するとともに、業者交渉を大学を挙げてを行い、購入価格の低減を図る。医療材料についても、医療材料検討委員会において、医療材料の標準化を推進するとともに、業者交渉により購入価格の低減を図る。また、更なる在庫管理の徹底を図るとともに、これらにより医薬材料費比率を35.4%以下に下げる。</p>	

中期計画		平成23年度年度計画		
		共通	医科大学	府立大学
第2 5 国 際 交 流 に 関 す る 目 標 を 達 成 す る た め の 措 置	<p>5 国際交流に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 海外の大学との協定（連携）を積極的に進めて、相互学生派遣を推進する。</p> <p>(2) 受入れ留学生の支援窓口を明確にするなど、国際交流支援体制を確立し、生活・学習支援を充実する。</p> <p>(3) 国際交流推進に係る競争的資金の活用を目指す。</p> <p>(4) 三大学連携による留学生受入れ・支援の共同実施を検討する。</p> <p>(5) 国際的な共同研究、研究交流プロジェクトづくりや、国際シンポジウムの実施などを通じて、学術・人的交流を推進する。</p> <p>(6) 京都府の実施する国際交流事業に協力するとともに、財団法人京都府国際センターとの連携を図る。</p> <p>(7) 医科大学においては、国際学術交流センターを中心に、国内外の大学、大学院、研究機関等との連携及び学術交流を積極的に推進する。</p> <p>(8) 府立大学においては、国際交流委員会を中心に、国際交流の推進施策等を企画実施する。</p>	<p>(1) 引き続き国際交流支援制度等の活用により、留学生に対する支援を充実し、国際交流を推進する。</p> <p>(4) 3大学連携による留学生支援の共同実施について、担当者会議を開催し検討を行う。</p>	<p>(2) グローバル化に対応できる医療人を育成するため幅広く方策の検討を開始する。</p> <p>(3) 引き続き「組織的な若手研究者派遣事業」を活用し若手研究者の海外派遣を実施する。(再掲)</p> <p>(7) 国際学術交流センターを中心に国内外の大学、大学院、研究機関、病院等との連携及び学術・医療交流に関する情報発信を行うとともに、法人の国際交流支援事業等を活用し、協定締結校との相互留学に対する支援等を実施する。</p>	<p>(1) 国際交流協定締結先の大学との間で学生交流を推進する。</p> <p>(2) 学生部が行っているチューター制度等により、引き続き、留学生の生活・学習支援を行うとともに、交流を推進する</p> <p>(3) 引き続き、国際交流に係る競争的資金の情報を提供する。</p> <p>(5)-1 国際交流支援制度等を活用し、引き続き、国際交流協定締結校との学生・研究者の交流を推進する。</p> <p>(5)-2 第3回社会保障と公共政策に関する日中學術交流会議を上海交通大学公共衛生学院と共同で開催する。(再掲)</p> <p>(6) 引き続き、京都府の国際交流担当部局や京都府国際センターとの連携を進める。</p> <p>(8) 平成19年8月の「京都府立大学における国際交流のあり方にに関する提言」を見直し、国際交流委員会で新たな「教育研究の国際化のための計画」の策定に向けて着手する。(再掲)</p>

中 期 計 画		平成 23 年度 年 度 計 画		
		共 通	医 科 大 学	府 立 大 学
第 3 業 務 運 営 の 改 善 等 に 関 す る 事 項	<p>第3 業務運営の改善等に関する事項</p> <p>1 運営体制に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 業務改善を図るための措置</p> <p>2 大学を運営する法人として、両大学の目的意識、問題意識を共有化し、外部委員等の意見も取り入れ、民間の活力も活かしながら大学運営の透明化、活性化を図る。</p> <p>(2) 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 理事長のリーダーシップのもとで、両大学の教育研究の特性を考慮しつつ、戦略的・重点的に資源配分が実施できる仕組みを構築する。</p> <p>イ 理事長と学長がリーダーシップを発揮できるよう、それぞれの役割分担を明確にするとともに、定期的な調整会議の開催など意思疎通を緊密化する。</p> <p>ウ 各理事が担当職務を円滑に行うために、それを支える事務組織を強化する。</p> <p>エ 学長と部局長等が協力・連携して大学運営にあたるとともに、職務に応じた権限と責任の明確化を図り、必要なリーダーシップを發揮することにより、学長及び部局長等を中心とする執行体制を強化する。</p> <p>オ 大学の基本的戦略を実現し、学長のリーダーシップを側面的にサポートするため、両大学に副学長を設置する。</p> <p>カ 学内の委員会組織や事務組織のあり方を常に点検・検証し、必要に応じて組織の柔軟な設置・改廃を行う。</p>	<p>(1) 引き続き役員及び経営審議会委員に民間人を登用するとともに学長等の両大学の主要管理職が法人役員を兼ねることにより、理事会等での議論を的確に大学運営に反映する。</p> <p>ア 【達成】(戦略的な経費配分が行える理事長裁量経費を創設済)</p> <p>イ 定期的な理事会開催等を通じて、理事長と学長の意思疎通の緊密化を図り、必要に応じて理事長と学長との調整会議を開催する。</p> <p>ウ 法人化後3年間の課題を検証し、事務組織を改正する。</p> <p>エ 引き続き明確化された職務に基づき、学長と部局長が協力・連携して大学運営にあたる。</p> <p>オ 学長をサポートする副学長の設置について検討を開始する。</p> <p>カ 法人化後3年間の課題を検証し、事務組織を改正する。(再掲)</p>		

中 期 計 画		平成 23 年度 年 度 計 画		
		共 通	医 科 大 学	府 立 大 学
第 3 業 務 運 営 の 改 善 等 に 関 す る 事 項	<p>キ 経営審議会と両大学の教育研究評議会の役割分担を明確にし、機能的な運営を行う。</p> <p>ク 大学運営の透明化を高めるとともに、社会ニーズを適切に把握するため、学外各層の専門家等を活用する。</p> <p>ケ 運営状況の積極的な公開を進めるため、理事会、経営審議会及び教育研究評議会の議事内容をホームページで公開する。</p> <p>コ 大学運営の点検・検証を行うため、自己点検・評価の実施と内部監査体制を整備する。</p> <p>2 教育研究組織に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 学術の進展や府民のニーズを踏まえた教育研究の重点化に取り組み、教員配置を弾力的に行うなど、柔軟に教育研究組織の改編を行う。</p> <p>(2) 重点的研究テーマの推進体制等については全学的な視点から戦略的に対応するとともに、地域連携、産学連携など共同研究や受託研究を機動的に実施できる体制を整備する。</p> <p>3 人事管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 評価制度・システム等</p> <p>ア 教員の多様な実績が公正に評価されるよう、教育活動、研究活動、学内運営、社会貢献などの諸活動を要素とする業績評価システムを構築する。</p> <p>イ 教員以外の職員については成績評価制度を導入し、業務の質の向上につなげる。</p>	<p>キ 引き続き役割分担による機能的な運営を行う。</p> <p>ク 引き続き学外各層の専門家等を通じて社会ニーズを適切に把握する</p> <p>ケ 引き続き議事録をホームページで公開する。</p> <p>コ 理事長直轄の独立した内部監査組織の設置の可否について、方向性を見出すとともに、内部監査を毎月1回以上行う。</p> <p>(1) 大学の重点分野に対する支援や、法人総合戦略枠を活用した「若手研究者育成支援費」による若手研究支援を行う。</p> <p>ア 教員の活動評価制度について、府大において試行を行い、制度案の検証・改善を図るとともに、医大においては導入に向けた制度設計を行う。</p> <p>イ 教員以外の職員の評価制度については、京都府の取組を参考にしつつ、勤務意欲の向上と各所属の状況に応じた運用が図れる制度として、本格導入できるよう試行による点検・改善を行う。</p>	<p>(1) 保健看護研究科の CNS コース設置を円滑に実施する。(再掲)</p> <p>(2) 専任教員の配置や TLO との連携を通じて産学連携をトータルでサポートする体制を整備する。</p>	

中 期 計 画		平成 23 年度 年 度 計 画		
		共 通	医 科 大 学	府 立 大 学
第 3 業 務 運 営 の 改 善 等 に 関 す る 事 項	<p>(2) 効率的配置 新たな分野や重要課題への対応のため、教育研究や社会状況の進展・変化に合わせて絶えず組織の見直しを行うとともに、弾力かつ適正な人員配置を行う。</p> <p>(3) 雇用・勤務形態等 ア 多様で優秀な人材を確保するとともに効果的な人員配置を行うため、雇用形態・勤務形態・給与形態など柔軟性に富んだ人事制度を構築するとともに、任期制の検討や公募制を活用して、教育研究を活性化する。 イ 教職員が持てる力を十分に発揮し、地域社会に貢献できるよう、兼業・兼職制度を整備するとともに、制度を適切に運用する。 ウ 特任教員、客員教員制度等を活用し、優れた学識、経験等を有する人材を確保する等、教員及び研究員の人的交流の拡大や学術研究の進展及び教育の充実を図る。</p> <p>(4) 教職員の育成 ア FD（ファカルティ・ディベロップメント）・SD（スタッフ・ディベロップメント）等を効果的に実施し、教職員の教育力と専門的能力を向上させる。 ※ SD：大学職員の資質向上、能力開発の取組のこと イ 病院業務について、医療事務に精通した専門職員等を育成する。 ウ 大学運営に関する専門知識と能力を持つた職員を育成する。</p>	<p>法人化後3年間の課題を検証し、事務組織を改正する。(再掲)</p> <p>ア 多様で優秀な人材を確保するため、任期制導入の検討や公募制の活用を行うほか、教員の定年延長についても検討する。</p> <p>イ 研究成果の活用面を中心に、法人としての兼業兼職制度の適正な運用を進める。</p> <p>ウ 学外の優れた学識経験等を有する人材を教育研究の様々な場面に活用するため、特任教員等の有期雇用制度を最大限に活用する。</p>	<p>ア FD(ファカルティ・ディベロップメント)・SD(スタッフ・ディベロップメント)等を効果的に実施し、教職員の教育力と専門的能力を向上させる。</p> <p>イ 病院業務に精通した法人職員の採用を進め、業務の効率化、精度アップを図る。 また、診療報酬制度の周知徹底に向け、各部署に対する学習会等を開催する。</p> <p>ウ 大学の管理運営・企画立案にも参画できる職員の育成を図るため、大学運営に関する専門知識及び能力の向上を目的とした研修棟への参加機会を設ける。</p>	<p>ア 教務部委員会FD部会を中心に、FD体制のあり方を含めた、新たなFD活動の枠組みを策定する。(再掲)</p> <p>ウ 年度当初に、新任職員研修を実施し、大学の固有業務に対応できる職員の育成に努める。</p>

中 期 計 画		平成 23 年度 年 度 計 画		
		共 通	医 科 大 学	府 立 大 学
第 3 業 務 運 営 の 改 善 等 に 関 す る 事 項	<p>エ 事務職員等の人材育成と専門性向上のため、派遣職員から固有職員への転換や他大学等との人事交流の可能性について検討するとともに、事務職員等が専門職能集団として大学運営に参画・貢献していくために、研修制度を充実する。</p> <p>4 事務等の効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1)教職員の人事、職員研修等業務及び出納業務など、両大学に共通した業務を法人本部に集約し、事務部門の効率化を図る。</p> <p>(2)法人本部及び両大学間における各種システムの共通化・共有化を図ることにより、事務処理の省力化・迅速化・簡素化・効率化を進める。</p> <p>(3)大学管理業務及び病院業務において、固有職員や臨時職員、外部委託の導入等、業務内容に応じた適切な手法を導入することにより、事務機能を強化する。</p> <p>(4)業務内容の見直しを定期的に行い、業務の効率化を図るとともに、新たな課題に果敢に取り組み、状況に応じて適切に対応できる柔軟性と機動性の高い事務組織を構築する。</p>	<p>エ 事務職員等の専門性の向上のため、固有業務に関する研修機会の拡大を検討するとともに、派遣職員から固有職員への転換について、京都府との協議を進める。</p> <p>(1)(2) 総務事務について、事務処理の省力化・迅速化・簡素化等のため、府の総務事務システムの導入の可否等について検討する。</p> <p>(3) 引き続き大学管理業務及び病院業務について、有期雇用職員、外部委託等業務内容の見直しに沿った活用を検討し、事務処理機能の維持・向上を図る。</p> <p>(4) 大学管理業務等について、常に迅速化・効率化等の視点で見直しを行い、柔軟性・機動性の高い事務組織の構築を図る。</p>		

中 期 計 画		平成 23 年度 年 度 計 画			
		共 通	医 科 大 学	府 立 大 学	
第 4 財 務 内 容 の 改 善 等 に 関 す る 事 項	<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>中長期的な視点に立ち、法人化の利点を最大限に生かす大学経営を行い、財務内容の改善を進め、経営基盤の安定を図る。</p> <p>両大学及び附属病院の会計を区分し、それぞれの経営改善努力の成果を可視化するとともに、経営改善の成果を分かりやすく府民に公表する。</p> <p>1 収入に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) <u>学生納付金・病院使用料等</u></p> <p>授業料等の学生納付金、病院使用料・手数料については、公立大学法人の特性を考慮しつつ、適正な受益者負担の観点から、毎年その妥当性を検証し、必要に応じて見直しを行うとともに、利便性向上の観点から、学生納付金の口座振替など、多様な納入方法を導入する。</p> <p>(2) <u>外部研究資金等の積極的導入</u></p> <p>ア <u>外部研究資金及び競争的研究資金の獲得に向けた支援体制を整備しつつ、中期目標期間中に獲得件数を10%以上増加させる。</u></p> <p>イ 講演会及び研修会等の実施に当たっては、それぞれの開催目的や対象者等を勘案し、受講料及び参加料等の適切な負担を求める。</p> <p>ウ 施設の有効活用の観点から、教育研究活動に支障を来さない範囲で、一定の利用者負担を前提とした学外への施設開放を進める。</p> <p>エ 大学が保有する機器、情報、技術等を外部に提供する場合の使用料の徴収など、新たな収入の確保に取り組む。</p>	<p>経営改善の成果を図表などを用い、分かりやすく表示する。</p>	<p>(1) 個室料等料金の引き上げを行う。</p>	<p>ア 東京における活動拠点を設置することを検討するなど、外部資金に関する情報収集を積極的に行い、各教員に対する周知を徹底するとともに、外部資金獲得に向けて、特任教員等による支援を行う。</p>	<p>ウ 大学施設(グランド等)について、学内利用との調整を図りつつ、申請方法の簡素化及び利用枠の拡大を検討して、府民利用の利便性を図る。</p>

中 期 計 画		平成 23 年度 年 度 計 画		
		共 通	医 科 大 学	府 立 大 学
第 4 財務内容の改善等に関する事項	<p>2 経費に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1)限られた財源を効果的に活用するため、大学経営において選択と集中を行うことにより重点的かつ戦略的な資金の配分を行う。</p> <p>(2)業務の集約化、複数年契約の導入、一般競争入札の原則実施、一括購入方式の推進等により、維持管理経費の削減を図る。</p> <p>(3)情報のネットワーク化、文書の電子化及びペーパーレス化の推進等により、事務経費を節減する。</p> <p>(4)使用エネルギーの実態を把握・分析とともに、全学的に省エネルギーに対する意識啓発を進め、その抑制を図る。</p> <p>3 資産運用に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1)大学内の施設、設備等のより効率的な利用を図るため、学部・研究科及びキャンパスを越えた共同利用の一層の活用を図る。</p> <p>(2)全学的な視点による施設、設備・機器等の共同利用や維持管理を行い、資産の有効活用を図る。特に、高額な研究・医療機器等について、その利用実態を点検し、学外との共同利用も検討する。</p>	<p>(1)引き続き「地域課題等特別研究」及び「若手研究者支援」等の重点的かつ戦略的な研究費配分を実施する。</p> <p>(2)引き続き契約案件において効果的なものについて複数年契約や一般競争入札を実施する。</p> <p>(3)情報ネットワークシステムを積極的に活用し、文書の電子化・ペーパーレス化に努める。また、総務事務システム導入に向け京都府と協議しながらシステムの設計等を検討する。</p> <p>(4)使用エネルギーの実態を把握・分析し、エネルギー中長期計画を策定し、省エネルギー対策を推進する。</p> <p>(1) (2)会議室予約システムの導入及び活用方策について検討する。</p>		

中期計画		平成23年度年度計画		
		共通	医科大学	府立大学
第5教育研究及び組織運営の状況の自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項	<p>第5 教育研究及び組織運営の状況の自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 中期計画・年度計画に係る目標項目を点検・評価項目として位置づけるとともに、アンケートの実施等により、学生等のニーズを的確に把握することにより、自己点検・評価の基礎となる大学諸活動のデータベース整備を行う。</p> <p>(2) 認証評価機関の指定する評価基準による自己点検・評価を実施するとともに、認証評価を平成22年度までに受ける。</p> <p>(3) 医科大学附属病院は、平成22年度に(財)日本医療機能評価機構の病院機能評価を受審する。</p> <p>(4) 評価の結果及び改善策・改善結果等をホームページ等で学内外に積極的に公表する。</p> <p>(5) 評価結果をもとに改善のための課題を明確化するとともに、計画的に改善する。</p> <p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育・研究・医療・地域貢献等の活動状況、財務・組織・管理運営に関する情報を、分かりやすく府民等に発信し、法人及び大学運営の透明性を高める。</p> <p>(2) 情報の収集や発信を一元的に行うなど広報体制を強化し、記者発表の積極的な実施、ホームページの充実、魅力ある広報誌の作成等により、積極的に情報を提供する。</p> <p>(3) 大学における適正な個人情報の保護を図るとともに、財務状況や事業内容を分かりやすく開示する。</p>	<p>(1) すべての講義担当教員に対して学生による授業評価アンケートを実施する。</p> <p>(2) 【達成】(22年度受審)</p> <p>(3) 【達成】(22年度受審)</p> <p>(4)(5) (独)大学評価・学位授与機構による認証評価結果の確定を受けて、認証評価の結果及び改善方針等をホームページ等で学内外に積極的に公表する。</p> <p>(1) 引き続きホームページ等による情報発信を通じて法人及び大学運営の透明性を高める。</p> <p>(2) 入学志望者の確保・就職率の向上を図るため戦略的広報を強化し、大学の社会的地位の向上を目指す。</p>	<p>(1) 学生の生活実態を把握するため、学生生活実態調査を実施し、その集計及び分析を行う。(再掲)</p> <p>(2) 【達成】(21年度受審)</p> <p>(4)(5) 指摘事項について部局において計画的に改善に取り組む。</p> <p>(2) 引き続き、ホームページに行事の報告等ニュース関連の記事を年間50件以上掲載し、ホームページの充実を図るとともに、新聞等のマスメディアに積極的に情報提供することとし、大学記者クラブへの情報提供を年間36件以上行う。</p>	

中 期 計 画		平成 23 年度 年 度 計 画		
		共 通	医 科 大 学	府 立 大 学
第 6 その他運営に関する重要事項	<p>(4) 同窓会や後援会との連携・協力を深め、卒業生・保護者への情報提供を強化する。</p> <p>(5) 教育の具体的な内容や卒業生の進路状況に関する情報等、教育関連情報を積極的に公開する。</p> <p>第6 その他運営に関する重要事項</p> <p>1 施設・設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 既存の施設・設備の整備・利用状況を調査点検し、全学的な視点から、共同利用や産学公連携による利用等の有効活用を図るとともに、バリアフリーの視点から、誰もが使いやすい施設を目指す。</p> <p>(2) 府立大学においては、耐震診断に基づく耐震補強工事を含め、老朽化・狭隘化している施設・設備の整備や3大学連携施設の整備が進められるよう、施設の利用や整備に係る中長期的な考え方をとりまとめ、京都府の理解を得ながら計画的に取り組む。</p> <p>(3) 医科大学においては、附属病院外来診療棟等の完成後、病棟再編等施設のあり方を検討する。</p> <p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 大学において発生する様々な危機事象に迅速かつ的確に対処するため、両大学における危機管理体制及び対処方法等を定める。</p>		<p>(1) 外来診療棟等整備検討小委員会などを開催し、必要となる改修等を進める。</p> <p>(2)-1 府立大学と総合資料館との合同施設や3大学の教養教育共同化施設の整備や国際京都学センターの内容検討などを京都府と共同して計画的に進めるとともに、施設の利用や整備に係る中長期的な考え方及び情報ネットワークインフラについて、大学内の検討素案を取りまとめる。</p> <p>(2)-2 精華キャンパスとの情報交換、会議、ライブ講義等が円滑に運営できるようテレビ会議・ライブ講義システム等の改善について具体的な検討を行う。</p> <p>(3) 病棟再編可能調査の結果を踏まえ、手術室を含む病棟再編等に係る具体的な展開イメージ案を作成する。</p> <p>(1)-1 引き続き京都府立医科大学防災計画及び同マニュアルを必要に応じ、適宜改正していく。</p>	<p>(1) 防災関連計画等のほか、「緊急時指定教職員」の指定制度を創設しており、同対応マニュアルに基づき「初動体制」の確保に務め</p>

中 期 計 画		平成 23 年度 年 度 計 画		
		共 通	医 科 大 学	府 立 大 学
第 6 そ の 他 運 営 に 関 す る 重 要 事 項	<p>(2) 施設・設備等の安全点検・整備、防火・防災訓練の実施や大規模災害に備えた各種マニュアルの再点検・整備等を通じて、学生及び教職員の安全意識の向上を図る。</p> <p>(3) 情報セキュリティ・ポリシーを策定し、学内の情報セキュリティ管理体制の整備と情報管理の適正化を図るとともに、情報システム利用に関する講習会・研修会を実施するなど、教職員及び学生の情報リテラシーの向上を図る。</p> <p>(4) 労働安全衛生法、消防法等の関連法令を踏まえた、全学的な安全管理を進める。</p> <p>(5) 化学物質等の適切な管理及び廃棄物の適正な処理を行う。</p> <p>(6) 日頃から地域や関係機関との連携、調整を密接に行い、防災計画等を策定する。</p> <p>3 社会的責任に関する目標を達成するための措置</p> <p><u>(1) 環境への配慮に関する目標を達成するための措置</u></p>	<p>(4)-1 安全衛生委員会の情報を学内全ての職員に広く周知する。</p> <p>(4)-2 防災点検の結果を踏まえ、防火講習会などで徹底する。</p>	<p>(1)-2 防犯マニュアルの周知・徹底を図るとともに、必要に応じ、適宜改正していく。</p> <p>(2) 防災訓練等について、より効果的な時期を検討し、実施する。 (年2回(冬季)→春～秋1回、冬1回)</p> <p>(5) 引き続き化学物質等を適切に管理し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物の適正な処理を行う。</p> <p>(6) 引き続き京都府立医科大学防災計画及び同マニュアルを必要に応じ、適宜改正していく。(再掲)</p>	<p>るとともに、今後も引き続き必要に応じ適宜改正していく。</p> <p>(2) 消火器使用訓練等の防災訓練を実施し、安全意識の向上を図る。</p> <p>(3) 適切な情報管理や教職員及び学生の情報リテラシーの向上を図るため、情報格付け規程の策定に向けた調整、情報システム運用・管理規程の整備を行うとともに、情報システム利用に関する講習会・研修会の開催(2回以上)や情報システム機器とソフトウェアライセンスを適正に管理するための全学情報システム機器調査を引き続き実施する。</p> <p>(5) 特に注意を要する下水道規制物質に関する実験を事前許可制を引き続き実施するとともに、実験廃液処理マニュアルの周知徹底及び安全講習会の開催を促進する。</p> <p>(6) 防災計画を策定するとともに、消防計画を見直し、防火体制の充実に努める。</p>

中 期 計 画		平成 23 年度 年 度 計 画		
		共 通	医 科 大 学	府 立 大 学
第 6 その他運営に関する重要な事項	<p>ア 環境問題に対する教職員及び学生の意識を高め、環境に配慮した機器及び物品等の使用・購入、省エネルギー対策やごみ減量対策の取組等を積極的に進めるとともに、廃棄物を適正に処理する。</p> <p>イ 環境問題への取組の成果をとりまとめて報告書を策定し、公表する。</p> <p>(2) 法人倫理に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 役員及び教職員が法令や社会規範を遵守した活動を行い、大学の使命や社会的責任を果たすことができる法人運営を行うため、ガイドラインの策定や啓発のための研修会の実施など、法令や倫理を遵守する仕組みを構築する。</p> <p>イ 男女共同参画社会の推進を図るために、教職員が働きやすいように勤務環境の条件を改善・整備する。</p> <p>ウ 基本的人権の尊重や人権侵害の防止に対する教職員及び学生の意識を高めるため、定期的に人権に関する研修や啓発活動等を実施する。</p> <p>エ セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント等を防止するため、相談員による相談など体制の整備を進める。</p>	<p>ア 就業規則、教職員倫理規程、コンプライアンス規程等を厳正に運用するとともに、全教職員が大学の使命や社会的責任を果たせるよう、多様な研修機会の創設を検討する。</p> <p>イ 男女共同参画社会の推進のため、育児や介護等に関する休暇制度等を実施するとともに、利用しやすい職場環境づくりについて、各所属長がリーダーシップを発揮していく。</p> <p>ウ 引き続き人権に関する研修や啓発活動を実施し、教職員や学生の意識高揚を積極的に進める。</p> <p>エ セクハラ、アカハラ等に係る対応規程を整備するとともに、ハラスメント相談員への研修事業を実施し、相談体制の整備については学内関係機関が連携しながら検討する。</p>	<p>ア 空調機器の計画的な運用や節電等により省エネルギーに努めるとともに、わかりやすい分別一覧表により廃棄物の分別収集を徹底する。</p> <p>イ 女性研究者支援のため、文部科学省の「女性研究者支援モデル」事業を採り入れるなど、出産・育児等で研究活動上、制約の大きい女性研究者を巡る研究環境の整備に向けて、啓発活動や在宅勤務支援を行う。</p>	<p>ア 空調機器の計画的な運用や節電等により省エネルギーに努める。</p> <p>ウ 教職員は、年 1 回は人権に関する研修を受講することを目標とする。</p> <p>人権委員会、ハラスメント防止委員会を中心意識啓発活動を実施するとともに、大学主催の人権研修では、学生も含む大学構成員を対象とした研修会開催を目指すほか、京都府等が実施する研修への積極的な参加を推進する。</p> <p>エ ハラスメント相談員への研修及び事後ケアが出来る仕組みを整備する。</p> <p>また、事案対応のための相談体制の整備やマニュアル化整備を検討する。</p>

中 期 計 画		平成 23 年度 年 度 計 画		
		共 通	医 科 大 学	府 立 大 学
第 6 その 他 運 営 に 関 す る 重 要 事 項	才 京都府個人情報保護条例に基づき、学生・患者情報等に関する文書及びデータベースなどの適正な管理に必要な措置を講じる。	才 京都府個人情報保護条例に基づき、学生・患者情報等の適正な管理・運用を行う。		

※ 年度計画には中期計画のうち当該年度に実施する事業等の計画を記載。当該年度に記載がない中期計画の項目についても中期計画の期間中に達成する。

1 予算

平成23年度 予算

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金(京都府償還負担金含む)	9,635
自己収入	22,808
授業料及び入学金検定料収入	2,013
附属病院収入	20,599
財産処分収入	10
雑収入	186
受託研究等収入及び寄附金収入	1,273
長期借入金収入	1,718
計	35,434
支出	
業務費	29,449
教育経費	292
研究経費	1,041
診療経費	10,249
教育研究支援経費	67
一般管理費	472
人件費	17,328
財務費用	154
施設整備費等	2,090
受託研究等研究経費及び寄附金事業費等	1,273
京都府償還負担金	2,468
計	35,434

2 収支計画

平成23年度 収支計画

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	31,786
経常費用	31,786
業務費	30,375
教育経費	231
研究経費	1,598
診療経費	10,249
教育研究支援経費	49
受託研究費等	263
役員人件費	5
教員人件費	6,641
職員人件費	10,727
一般管理経費	612
財務費用	36
減価償却費	1,375
収益の部	31,786
経常収益	31,786
運営費交付金収益	6,820
授業料収益	1,684
入學金収益	232
検定料収益	53
附属病院収益	20,088
受託研究等収益	308
寄附金収益	819
雑益	573
資産見返勘定戻入	142
資産見返物品受贈額戻入	1,067
純利益	0
総利益	0

3 資金計画

平成23年度 資金計画

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	41,347
業務活動による支出	31,439
投資活動による支出	2,090
財務活動による支出	154
京都府償還負担金	2,468
翌年度への繰越金	5,196
資金収入	41,347
業務活動による収入	34,433
運営費交付金による収入(京都府償還負担金含む)	9,635
授業料及び入学金検定料による収入	2,013
附属病院収入	20,599
受託収入	334
寄附金収入	939
その他の収入	913
財務活動による収入	1,718
前年度よりの繰越金	5,196

4 短期借入金の限度額等

(1) 短期借入金の限度額

ア 限度額

25億円

イ 想定される理由

運営費交付金の交付時期と資金需要の期間差及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れすること。

(2) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

(3) 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。

(4) 京都府公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める事項

ア 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
外来診療棟等施設設備	総額 1,363	運営費交付金 京都府貸付金

イ 人事に関する計画

第3の3「人事管理に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり

ウ 積立金の使途

なし

5 収容定員

平成23年度		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
医科大学	医学部医学科 医学部看護学科	107人 85人	107人 85人	105人 75人	103人 75人	100人 —	100人 —	622人 320人
	医学研究科 保健看護研究科	80人 8人	80人 6人	70人 —	70人 —			300人 14人
府立大学	文学部 公共政策学部 生命環境学部	100人 100人 204人	103人 100人 210人	109人 106人 218人	109人 106人 218人			421人 412人 850人
	文学研究科 公共政策学研究科 生命環境科学研究所	25人 16人 85人	25人 16人 85人	7人 4人 15人				57人 36人 185人